

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7-025 改2
提出年月日	2020年8月27日

技術基準要求機器リストに関する説明書

2020年8月

東京電力ホールディングス株式会社

目次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用） 1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト） 21

1. 技術基準要求機器リスト (ヒアリング用)

申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
施設	系統										
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69	69a3	D	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水、燃料プール代替注水系による可搬型スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	—	使用済燃料貯蔵プールに接続する配管の破損等により、使用済燃料貯蔵プールディフューザ配管からサイフォン現象による水の漏れが発生した場合、原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)4階における輻射線量率が放射線量計を管理する上で定めた輻射線量を満足できるように、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、ディフューザ配管上部にサイフォンブレイク孔を設ける設計とする。また、現場で燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール入口弁(G41-F017)の隔離操作によっても漏えいを停止できる設計とする。【69a3】	使用済燃料貯蔵槽の水深の差遣能力に関する説明書	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69	69a3	E	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水、燃料プール代替注水系による可搬型スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	—	同上	—	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	70	70a8-1	C	貯槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合における海洋への放射性物質の拡散抑制	高さ 個数	汚濁防止膜は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対して汚濁防止膜を二重に設置することとし、北放水口側1箇所の設置場所に計14本(高さ約6m、幅約20m)及び北放水口側3箇所の設置場所に計24本(高さ約3m、幅約20m)の合計計38本を使用する設計とする。また、予備については、各設置場所に対して2本の計8本を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所4箇所分の合計46本を保管する。【70a8-1】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	70	70a6-1	C	貯槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合における海洋への放射性物質の拡散抑制	個数	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として使用する海洋拡散抑制設備は、汚濁防止膜(6,7号機共用)他に必要となる幅に対して汚濁防止膜を二重に設置することとし、放射性物質吸着材(6,7号機共用、屋外に保管(以下同じ。))、放射性物質吸着材(6,7号機共用)等で構成し、汚濁防止膜は、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所(北放水口1箇所及び北放水口3箇所)に小型船舶(汚濁防止膜設置用)(6,7号機共用、屋外に保管)を1隻(予備)1隻(予備)1隻(予備)の計3隻の放射性物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備として兼用により設置できる設計とする。【70a6-1】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	70	70a7-1	C	貯槽内燃料体等の著しい損傷における海洋への放射性物質の拡散抑制	重量	放射性物質吸着材は、雨水排水等に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう、6号機又は7号機の雨水排水路集水阱に加え、6号機又は7号機雨水排水路集水阱の損傷等により汚染水が敷地に溢れた場合のバックアップとして5号機雨水排水路集水阱とラフアップド及び3箇所の計6箇所に、積層状の放射線物質吸着材を詰めたる約1020kg(7号機雨水排水路集水阱)・約1020kg(6号機雨水排水路集水阱)・約530kg(5号機雨水排水路集水阱)・約530kg(ラフアップド1箇所分)の計2600kg(5号機共用)を設置できる設計とする。放射性物質吸着材は、各設置場所に必要な重量に加え、6号機又は7号機雨水排水路集水阱用の放射性物質吸着材の予備として約1020kgを保管する。【70a7-1】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69, 73	69a31 73a5	B	使用済燃料貯蔵プールの監視	個数	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ(個数)は、想定される重大事故等時において赤外線機能により使用済燃料貯蔵プールの状態を監視できる設計とする。【69a31】 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「第1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置」に示す重大事故等対処設備/他、使用済燃料貯蔵プール監視カメラ(個数)とする。【73a5】	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69, 73	69a32 73a6	C	使用済燃料貯蔵プールの監視	個数 容量	使用済燃料貯蔵プール監視カメラの耐震性能向上のため、使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空気装置(個数)1容量41.5L/min以上)を設ける設計とする。【69a32】【73a6】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	73	73a11-1 73a12-1 73a13-1	B	可搬型計測器	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計測器が喪失した場合、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置のうち特に重要なパラメータとして、温度及び水位に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び格納容器内の温度、圧力、水位、電流、電圧(注水量)等の計測用として)各計測器の故障を想定し、積層1個含む1セット24個(予備24個(6,7号機共用、5号機に保管))の計測制御系監視設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備として兼用(以下同じ。)により計測できる設計とし、これを保管する設計とする。なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の選定を行う際の考え方として、同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれかの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。【73a11-1】【73a12-1】【73a13-1】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	計測制御系使用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	73	73a11-1 73a12-1 73a13-1	B	可搬型計測器	個数	同上	—	設定根拠に関する説明書(別添)	計測制御系使用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69	69a38	E	電源設備からの給電	—	燃料プール冷却浄化系は、非常用ディーゼル発電設備並びに原子炉補機冷却水及び原子炉補機冷却水が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び代替原子炉補機冷却水を用いて、使用済燃料貯蔵プールの除熱できる設計とする。【69a38】	—	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	DB	26	26a38	E	重量物落下防止対策及び落下対策	—	使用済燃料貯蔵プールからの漏洩を確保できる重量物については、使用済燃料貯蔵プールへ落下するおそれがないよう、転倒等を防止して使用済燃料貯蔵プールに落下しない箇所に設置する。また、転倒防止のため床面や壁面へ固定する。【26a38】	—	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69	69a3	E	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水、燃料プール代替注水系による可搬型スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	—	使用済燃料貯蔵プールに接続する配管の破損等により、使用済燃料貯蔵プールディフューザ配管からサイフォン現象による水の漏れが発生した場合、原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)4階における輻射線量率が放射線量計を管理する上で定めた輻射線量を満足できるように、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、ディフューザ配管上部にサイフォンブレイク孔を設ける設計とする。また、現場で燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール入口弁(G41-F017)の隔離操作によっても漏えいを停止できる設計とする。【69a3】	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (低圧注水系)	SA	62	62a18	B	低圧注水系による原子炉の冷却	容量 個数	全交流動力電源喪失により、残留除去系(低圧注水モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留除去系(低圧注水モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。残留除去系(低圧注水モード)は、常設代替交流電源設備からの給電による機能喪失を防止し、残留除去系ポンプによりサプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水及び原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却水から供給できる設計とする。【62a18】	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (残留除去系)	SA	63	63a49 63a53 63a58	B	残留除去系格納容器スプレッドヘッド冷却モードによる格納容器減圧、残留除去系サブプレッションプール冷却モードによる格納容器内の冷却	容量 個数	蒸気ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留除去系(原子炉停止時冷却モード)、残留除去系(格納容器スプレッドヘッド冷却モード)及び残留除去系(サブプレッションプール冷却モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準装置)として使用できる設計とする。【63a49】【63a53】【63a58】	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	— (高圧炉心注水系)	原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ)	SA	60	60条13	B	高圧炉心注水系による原子炉の冷却	容量 個数	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対応設備である高圧炉心注水系が使用できる場合は重大事故等対応設備 (設計基準拡張) として使用できる設計とする。【60条13】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F004	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、現場で原子炉隔離時冷却系注入弁 (E51-F004)、原子炉隔離時冷却系過熱器事故時蒸気止め弁 (E51-F034)、原子炉隔離時冷却系タービン止め弁 (E51-F037)、原子炉隔離時冷却系冷却水ライン止め弁 (E51-F012)、原子炉隔離時冷却系真空タンクドレン弁 (E51-F052)、原子炉隔離時冷却系真空タンク水位検出警報ドレン弁 (E51-F055) 及び原子炉隔離時冷却系セパレータドレン弁 (E51-F055) を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵槽の水又はサブプレッションチェンバの水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたって、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。【60条7】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F034	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F037	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F012	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F052	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F053	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F055	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ)	SA	60	60条16	B	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	容量 個数	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対応設備である原子炉隔離時冷却系が使用できる場合は重大事故等対応設備 (設計基準拡張) として使用できる設計とする。【60条16】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系)	E61-F004	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	高圧代替注水系は、常設代替直流電源設備の機能喪失により中央制御室からの操作ができない場合においても、現場で人力による高圧代替注水系注入弁 (E61-F004)、高圧代替注水系タービン止め弁 (E61-F005) 及び原子炉隔離時冷却系過熱器事故時蒸気止め弁 (E51-F034) の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたって、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。【60条5】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系)	E51-F065	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系)	E51-F034	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	同上	—	原子炉冷却系統施設 (原子炉隔離時冷却系)の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備	SA	63	63条10	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備 (個数) (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用) によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【63条10】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	水酸化ナトリウム水溶液 (6,7号機共用)	SA	63	63条16	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	容量 pH	スクラバ水pH制御設備用ポンプ (6,7号機共用) は、可搬型変圧供給装置 (「6,7号機共用」 (以下同じ。)) により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液 (「6,7号機共用」 (以下同じ。)) を格納容器内の設備として兼用) をフィルタ装置に注入し、フィルタ装置内のスクラバ水のpHを \square 以上で維持できる設計とする。【63条16】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	63	63条11	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空気駆動弁操作ポンプを設置することで、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備 (個数) (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用) の配管を経由して高圧蒸気ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【63条11】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置 (pH)	SA	63	63条6	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	pH	フィルタ装置は、排気中に含まれる粒子状放射性物質及びガス状の無機物を除去し、よう素イオンは、排気中に含まれる有機物を除去する設計とする。また、無機物をスクラバ水中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態 (\square 以上) に維持する設計とする。【63条6】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔手動弁操作設備	SA	63	63条24	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁 (T31-F019, T31-F022, T61-F002 (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)、T31-F070及びT31-F072) は、遠隔手動弁操作設備 (個数) (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用) によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【63条24】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	63	63条25	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空気駆動弁操作ポンプを設置することで、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備 (個数) (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用) の配管を経由して高圧蒸気ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。また、排出経路に設置される隔離弁のうち駆動弁については、常設代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作可能な設計とする。これらにより、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。【63条25】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F019	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁 (T31-F019, T31-F022, T61-F002 (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)、T31-F070及びT31-F072) は、遠隔手動弁操作設備 (個数) (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用) によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【63条24】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F022	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F070	SA	63	63条24	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁 (T31-F019, T31-F022, T61-F002 (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)、T31-F070及びT31-F072) は、遠隔手動弁操作設備 (個数) (原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用) によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【63条24】	—	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F072	SA	63	63条24	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上	—	原子炉格納施設の兼用

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設	系統	機器名										
原子炉冷却系統施設	— (代替原子炉補機冷却系)	海	SA	63, 65, 69	63条31 65条6 69条39	E	代替原子炉補機冷却系による除熱、代替原子炉補機冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱、重大事故等時における使用済燃料貯蔵プールの除熱	原子炉補機冷却系及び原子炉補機冷却海水系の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合の重大事故等対応設備として設置する代替原子炉補機冷却系は、サブプレシジョンへの熱の密閉により原子炉補機冷却機能が確保できる一定の期間内に、熱交換器ユニット(「6.7号機共用」(以下同じ。))を原子炉補機冷却系に接続し、大容積送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で除去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。【63条31】 原子炉補機冷却系が故障した場合に発生する原子炉補機冷却系による原子炉格納容器内の冷却等のため、及び炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための重大事故等対応設備として設置する代替原子炉補機冷却系は、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却系に接続し、大容積送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で除去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。【63条31】 また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。【71条3】 海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、復元貯蔵槽へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉格納容器への注水及び原子炉補機冷却への注水に使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水車(可搬型)、代替格納容器スライダ注水車(可搬型)及び格納容器下部注水車(可搬型)の水源として、また、使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水車の水源として、さらに、代替原子炉補機冷却系及び原子炉補機冷却海水系として利用できる設計とする。【71条11】	—	—		
原子炉冷却系統施設	— (水の供給設備)	海	SA	71	71条3 71条11	E	重大事故等取戻のための水源	—	—	—	—	
原子炉冷却系統施設(共通)	—	ホールロード(6,7号機共用)	SA	54	54	B	—	台数	—	—	安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・電巻防護ネット (建屋開口部電巻防護ネット)	DB	7	7条電巻18	B	電巻への対応	材料 網目寸法	防護措置として設置する防護対策施設としては、電巻防護ネット(防護ネット: 鋼線網材: 網径φ4mm、網目寸法80mm×130mm)及び架橋により構成する。)、電巻防護フード(防護鋼板(ステンレス鋼: 板厚17mm以上)及び架橋又は防護壁(鉄筋コンクリート: 厚さ21cm以上)により構成する。)、電巻防護扉(ステンレス鋼: 板厚17mm以上)及び電巻防護網(防護鋼板(板厚鋼: 板厚17mm以上又はステンレス鋼: 板厚9mm以上)及び架橋により構成する。))を設け、内包する外部事象防護対策施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対策施設の機能喪失による可能性のある飛来物等が外部事象防護対策施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時において外部事象防護対策施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。【7条電巻18】	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・電巻防護フード (建屋開口部電巻防護鋼製フード)	DB	7	7条電巻18	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・電巻防護フード (建屋開口部電巻防護コンクリート製フード)	DB	7	7条電巻18	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・電巻防護扉	DB	7	7条電巻18	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・電巻防護鋼板 (換気空調システム防護壁)	DB	7	7条電巻18	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・電巻防護鋼板 (原子炉補機冷却海水系配管防護壁)	DB	7	7条電巻18	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	DB	7	7条電巻18	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板	DB	7	7条電巻18	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 【耐重】構造健全性を維持する設計 【耐食】塗装	DB	7	7条火山6 7条火山20	D	火山による影響への対応	—	外部事象防護対策施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対策施設を内包する施設、並びに防護措置として設置する防護対策施設については、降下火砕物等が衝突しにくい構造を有する場合には耐重による影響を考慮する。【7条火山6】 外部事象防護対策施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対策施設を内包する施設、並びに防護措置として設置する防護対策施設については、降下火砕物等に対しては、降下火砕物等が衝突しにくい構造を有する場合には耐食による影響を考慮する。【7条火山20】	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板 【耐重】構造健全性を維持する設計 【耐食】塗装	DB	7	7条火山6 7条火山20	D	火山による影響への対応	—	同上	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	DB	7	7条外部火災14	D	【外部火災】 外部火災全般への対応	—	防護措置として設置する防護対策施設としては、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプの周囲温度が許容温度以下となるよう耐火性能を確認した防護板を非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ周辺に鋼材で支持する設計とする。防護板は、外部事象防護対策施設である非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプに用いる地震力に対して、支持部材の構造強度を維持することにより非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプに波及的影響を及ぼさない設計とする。【7条外部火災14】	—	—	発電用原子炉施設 の自然現象等による 損傷の防止に関する 説明書
原子炉冷却系統施設(共通)	—	7号機地下水排水設備	DB/SA	5, 50	5条89 50条91	C	地震による損傷の防止	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	建屋の耐震性を確保するため、建屋周囲の地下水を排水できるよう7号機地下水排水設備(サブドレンポンプ(容量45m ³ /h/個、揚程44m、原動機出力15kW/個、個数4)、水位検出器(個数10、検出範囲サブドレンポンプ底面より±200mm~±1000mm)、排水配管等)(浸水防護施設と兼用(以下同じ。))を設け、5号機地下水排水設備(「6.7号機共用、5号機に設置。(以下同じ。)))(サブドレンポンプ(容量45m ³ /h/個、揚程45m、原動機出力15kW/個、個数4)、水位検出器(個数10、検出範囲サブドレンポンプ底面より±200mm~±1000mm)、排水配管等)を設け、また、基準地震動S ₁ による地震力に対して、必要な機能を確保する設計とする。7号機地下水排水設備については、非常用ディーゼル発電設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とし、5号機地下水排水設備については、5号機原子炉建屋内緊急時対応用可能な電源設備からの給電が可能な設計とする。なお、地下水排水設備の影響範囲はその機能を考慮した地下水水位を設定し、水圧の影響を考慮する。【5条89】【50条91】	—	—	設定根拠に関する 説明書(別添)
原子炉冷却系統施設(共通)	—	5号機地下水排水設備(6,7号機共用)	SA	50	50条91	C	地震による損傷の防止	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	同上	—	—	設定根拠に関する 説明書(別添)
計測制御系統施設	—	格納容器内ガスサンプリングポンプ	SA	67, 73	67条41 73条4	C	水素濃度及び酸素濃度の監視	個数 吐上り 容量	格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度は、サンプリング装置(格納容器内ガスサンプリングポンプ(個数2、吐出し圧力0.62MPa以上、容量1L/min/個以上)、格納容器内ガス冷却器(個数2、伝熱面積0.20m ² /個以上))により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉格納容器内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。【67条41】【73条4】	—	—	設定根拠に関する 説明書(別添)
計測制御系統施設	—	格納容器内ガス冷却器	SA	67, 73	67条41 73条4	C	水素濃度及び酸素濃度の監視	個数 伝熱面積	同上	—	—	設定根拠に関する 説明書(別添)

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	原子炉圧力容器温度	SA	73	73条3	B	原子炉圧力容器内の温度	個数 計測範囲	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～4000mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～1MPa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置金属フィルタ差圧（個数2、計測範囲0～50kPa）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲pH0～14）、原子炉補機冷却水系統流量（個数3、計測範囲0～3000m ³ /h（区分Ⅰ、Ⅱ）、0～2000m ³ /h（区分Ⅲ））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m ³ /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	復水移送ポンプ吐出圧力	SA	73	73条3	B	最終ヒートシシンの確保 (代替簡種冷却系)	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	原子炉補機冷却水系統流量	SA	73	73条3	B	最終ヒートシシンの確保 (残留熱除去系)	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	SA	73	73条3	B	最終ヒートシシンの確保 (残留熱除去系)	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	フィルタ装置水位	SA	73	73条3	B	最終ヒートシシンの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	フィルタ装置入口圧力	SA	73	73条3	B	最終ヒートシシンの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	フィルタ装置水素濃度	SA	67, 73	67条7 67条26 73条3	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、前圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの抽出、最終ヒートシシンの確保 (格納容器圧力逃がし装置)、最終ヒートシシンの確保 (前圧強化ベント系)	個数 計測範囲	格納容器圧力逃がし装置の排出経路における水素濃度を測定し、監視できる。水素ガスが蓄積する可能性のある排出経路の配管頂部にフィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）を設ける設計とする。【67条7】 前圧強化ベント系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できる。水素ガスが蓄積する可能性のある排出経路の配管頂部にフィルタ装置水素濃度（個数1、計測範囲0～100vol%）を設ける設計とする。【67条26】 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～4000mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～1MPa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置金属フィルタ差圧（個数2、計測範囲0～50kPa）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲pH0～14）、原子炉補機冷却水系統流量（個数3、計測範囲0～3000m ³ /h（区分Ⅰ、Ⅱ）、0～2000m ³ /h（区分Ⅲ））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m ³ /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	フィルタ装置スクラバpH	SA	73	73条3	B	最終ヒートシシンの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	フィルタ装置金属フィルタ差圧	SA	73	73条3	B	最終ヒートシシンの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	SA	68, 73	68条3 73条3	B	静的触媒式水素再結合器による水素濃度の抑制、原子炉施設内の水素濃度	検出器の種類 計測範囲 個数	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～4000mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～1MPa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置金属フィルタ差圧（個数2、計測範囲0～50kPa）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲pH0～14）、原子炉補機冷却水系統流量（個数3、計測範囲0～3000m ³ /h（区分Ⅰ、Ⅱ）、0～2000m ³ /h（区分Ⅲ））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m ³ /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	自動減圧系の起動阻止スイッチ	SA	59, 61	59条7 59条2 61条4	B	自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉圧力急上昇の防止、原子炉減圧の自動化	個数	運転時の異常な過渡変化時に発生する発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合、自動減圧系の起動阻止スイッチを1個動作させることで発電用原子炉の自動による減圧を阻止できる設計とする。【59条7】 原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が動作すると、高圧炉心注水及び低圧注水から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧装置（代替自動減圧装置）による自動減圧を阻止できる設計とする。【59条2】【61条4】	発電用原子炉の運転を管理するための制御方法に関する説明書	
計測制御系統施設	—	可搬型計測器	SA	73	73条11-2 73条12-2 73条13-2	B	可搬型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計測電源が喪失した場合、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置のうち特に重要なパラメータとして、温度、圧力、水位及び流量を測るものについて、発電用原子炉と同一可搬型計測器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量（注水量）等の計測用として測定時の故障を想定した「可搬型計測器」(6.7号機共用) (6.7号機共用) (5号機共用) (5号機共用) (以下同じ。))により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の測定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。【73条11-2】【73条12-2】【73条13-2】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	可搬型計測器 (6, 7号機共用) (予備)	SA	73	73条11-2 73条12-2 73条13-2	B	可搬型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	個数	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	送受話器 (ページング)	DB	47	47条8-1	E	所内通信連絡設備の多様性	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人へ操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をプザ一鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (7号機設備)、(6,7号機共用,5号機に設置) 及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用,6号機に設置) (以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (7号機設備) (16,7号機共用,5号機に設置)、送受話器 (ページング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用,6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX) (7号機設備)、(6,7号機共用,5号機に設置)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用,6号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (7号機設備)、(16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (可搬型) (16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (7号機設備)、(6,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8-1】	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX)	DB	47	47条8-1	E	所内通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備 (常設)	DB/SA	47.77	47条8-1 47条12 77条1-1 77条12-1	E	所内通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡、発電所外の通信連絡	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる外部連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向)) (16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))、専用電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社外電話機) (16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社外電話機) (常設)、衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条12】 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設)、無線連絡設備 (常設) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備 (可搬型) 及び無線連絡設備 (可搬型) を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に保管する設計とする。また、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条12-1】	—	—	
計測制御系統施設	—	衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室)	SA	74.77	74条12 77条4 77条15	E	発電所内の通信連絡、居住性の確保 (通信連絡設備)、発電所外の通信連絡	centr の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置する。中央制御室待避室に待避した運転員が、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) と通信連絡を行うため、必要な数量の衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室) 及び無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室) を設置する設計とする。【74条12】 また、中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。【77条4】 また、中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。【77条15】	—	—	
計測制御系統施設	—	無線連絡設備 (常設)	DB/SA	47.77	47条8-1 77条1-1	E	所内通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人へ操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をプザ一鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (7号機設備)、(6,7号機共用,5号機に設置) 及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用,6号機に設置) (以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (7号機設備) (16,7号機共用,5号機に設置)、送受話器 (ページング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用,6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX) (7号機設備)、(6,7号機共用,5号機に設置)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用,6号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (7号機設備)、(16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (可搬型) (16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (16,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (7号機設備)、(6,7号機共用,5号機に設置) (以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8-1】 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設)、無線連絡設備 (常設) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備 (可搬型) 及び無線連絡設備 (可搬型) を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に保管する設計とする。また、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1-1】	—	—	
計測制御系統施設	—	無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室)	SA	74.77	74条12 77条4	E	発電所内の通信連絡、居住性の確保 (通信連絡設備)	centr の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置する。中央制御室待避室に待避した運転員が、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) と通信連絡を行うため、必要な数量の衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室) 及び無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室) を設置する設計とする。【74条12】 また、中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室) 及び無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室) は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。【77条4】	—	—	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機)	DB/SA	47.77	47条8-1 77条1-1	E	所内通信連絡設備の多様性。発電所内の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の種類又は装置その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人による操作、作業、退避の指示、事故対策のための緊急等の連絡を7台一機用により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置)(7号機設備)、(6,7号機共用,5号機に設置)及び送受話器(ベージング)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービスタワー及び屋外)(16,7号機共用,6号機に設置)(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング)(7号機設備)(16,7号機共用,5号機に設置)、送受話器(ベージング)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービスタワー及び屋外)(16,7号機共用,6号機に設置)(以下同じ。))、警報電話設備(常設)(7号機設備)、(16,7号機共用,5号機に設置)(以下同じ。))、警報電話設備(可搬型)(16,7号機共用,5号機に保管)(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(7号機設備)(16,7号機共用,5号機に保管)(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8-1】	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用回線(有線系)(6,7号機共用)	DB	47	47条14	E	多様性を確保した専用通信回線	—	所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、有線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。テレビ会議システム(社内内)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他他向))、衛星電話設備(社内内)、テレビ会議システム(社内内)及び衛星内防炎ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時稼働する設計とする。また、この専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。【47条14】	—	—
計測制御系統施設	—	通信事業者回線(有線系、衛星系回線)(6,7号機共用)	DB	47	47条14	E	多様性を確保した専用通信回線	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	安全パラメータ表示システム(SPBS)	DB/SA	47,73,77	47条9 73条15-1 77条2	E	必要な情報を把握できる設備。発電所内の通信連絡	—	また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)に、(16,7号機共用,5号機に設置)(以下同じ。))へ警報装置等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPBS)を一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(16,7号機共用,5号機に設置)(以下同じ。))内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム(SPBS)は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条9】 重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム(SPBS)のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われることにより必要となる情報を確保する設計とする。また、記録は必要な容量を確保できる設計とする。【73条15-1】 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)へ重大事故等に対応するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SPBS)のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPBS伝送装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。5号機原子炉建屋内緊急時対策所(インターフォン)及び安全パラメータ表示システム(SPBS)は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【77条2】	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(6,7号機共用)	DB	47	47条8-1	E	所内通信連絡設備の多様性	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の種類又は装置その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人による操作、作業、退避の指示、事故対策のための緊急等の連絡を7台一機用により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置)(7号機設備)、(6,7号機共用,5号機に設置)及び送受話器(ベージング)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービスタワー及び屋外)(16,7号機共用,6号機に設置)(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング)(7号機設備)(16,7号機共用,5号機に設置)、送受話器(ベージング)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービスタワー及び屋外)(16,7号機共用,6号機に設置)(以下同じ。))、警報電話設備(常設)(7号機設備)、(16,7号機共用,5号機に設置)(以下同じ。))、警報電話設備(可搬型)(16,7号機共用,5号機に保管)(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(7号機設備)(16,7号機共用,5号機に保管)(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8-1】	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器(ベージング)(6,7号機共用)	DB	47	47条8-1	E	所内通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(6,7号機共用)	DB/SA	47,77	47条12 77条12-1	E	所外通信連絡設備の多様性。データ伝送設備。発電所外の通信連絡	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム(テレビ会議システム(社内内))、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他他向))、(16,7号機共用,5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(社内内)、テレビ会議システム(社内内)及び衛星内防炎ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(16,7号機共用,5号機に設置)(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条12】 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計画時に必要なパラメータを発電所外(社内内外)の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)を5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条12-1】	—	—
計測制御系統施設	—	テレビ会議システム(テレビ会議システム(社内内)) (6,7号機共用)	DB	47	47条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム(テレビ会議システム(社内内))、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他他向))、(16,7号機共用,5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(社内内)、テレビ会議システム(社内内)及び衛星内防炎ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(16,7号機共用,5号機に設置)(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条12】	—	—
計測制御系統施設	—	専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他他向)) (6,7号機共用)	DB	47	47条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(常設)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8-1 47条12 77条1-1 77条12-1	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡、発電所外の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人による操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置)(7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)及び送受話器(ベージング)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(6,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング)(7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)、(ベージング)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(6,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(常設)(7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)、(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、無線連絡設備(可搬型)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8-1】 【47条12】 設計基準等が発生した場合において、発電所内の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等より行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向))、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体用))、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内用電話機)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(常設)、衛星電話設備(可搬型)及び防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を5号機原子炉建屋外、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計画等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(可搬型)及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備(可搬型)を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を5号機原子炉建屋外、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条12-1】	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(可搬型)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8-1 47条12 77条1-1 77条12-1	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡、発電所外の通信連絡	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	無線連絡設備(常設)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8-1 77条1-1	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人による操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置)(7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)及び送受話器(ベージング)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(6,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング)(7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)、(ベージング)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(6,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(常設)(7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)、(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、無線連絡設備(常設)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、無線連絡設備(可搬型)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、無線連絡設備(可搬型)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8-1】 【47条12】 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計画等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(常設)及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備(可搬型)を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を5号機原子炉建屋外、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】	—	—
計測制御系統施設	—	無線連絡設備(可搬型)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8-1 77条1-1	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	安全パラメータ表示システム(SPDS)(6,7号機共用)	DB/SA	47.73, 77	47条8 73条16 77条22 77条2	E	必要な情報を把握できる設備、発電所内の通信連絡、発電所内の通信連絡	—	また、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)への事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を3号機に設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム(SPDS)は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条8】 5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置する衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(常設)、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)及びデータ伝送設備は、号機の区別なく通信連絡すること、必要な情報(原子炉内状況、運転の状況等)を伝送すること、必要な情報ながら、総合的な管理(事故対応を含む。)を行うことができること、安全性の向上が図れることから、6号機及び7号機で共用する設計とする。【73条16】【77条22】 5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内にそれぞれ一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)及び安全パラメータ表示システム(SPDS)は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【77条22】	—	—
計測制御系統施設	—	機能的分離(防護装置)	DB	35	35条8	E	不正アクセス等の防止	—	安全保護装置は、デジタル回路で構成する設計とし、外部ネットワークと物理的の分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作防止及びウイルス等の侵入防止並びに物理的及び電氣的アクセスの制限を設け、システムの移行、更新、試験、保守等を行うべき動作を設け、システムの移行、更新、試験、保守等を行うべき動作を設け、不正アクセス等の他の電子計算機に使用目的に沿った動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。【35条8】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダクト) (6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	中央制御室換気空調系のMCR通常時外気取入隔離ダンパ (U41-F001A,B) (6,7号機共用)、MCR排気隔離ダンパ (U41-F002A,B) (6,7号機共用)、MCR非常時外気取入隔離ダンパ (U41-F003A,B) (6,7号機共用)、MCR外気取入ダンパ (U41-DAM01A,B) (6号機設備、6,7号機共用)、MCR非常用外気取入ダンパ (U41-DAM02A,B) (6号機設備、6,7号機共用) 及びMCR排気ダクト (U41-DAM04A,B) (6号機設備、6,7号機共用) を併用すること、中央制御室の外気との連絡口を遮断することが可能な設計とする。中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダクト) (6,7号機共用) 及び中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6,7号機共用) は 中央制御室とともに 中央制御室換気空調系パウンダリを形成しており、重大事故等発生時において中央制御室内にとどまる運転員の被ばく量を低減するために必要な気密性を有する設計とする。【74条8】	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダクト) (6号機設備、6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6号機設備、6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	可搬型ダスト・よう素サンプラ (6,7号機共用)	SA	75	75条3	B	放射能観測車の 代替測定装置 (放射能物質濃度 (空気中・水中・土壌中) 及び海上モニタリング)	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度 (空気中、水中、土壌中) 及び放射能を監視するための移動式周辺モニタリング設備として 放射能NaIシンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。)、GM汚染サーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。)、ZnSシンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用) 及び電離箱サーベイメータ (6,7号機共用) を設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。)、(個数2 (予備1)) 及び小型船舶 (海上モニタリング用) (6,7号機共用、 屋外に保管) (個数1 (予備1)) を保管する設計とする。【75条3】	—	—
放射線管理施設	—	U41-F001A,B MCR通常時外気取入隔離ダンパ (A),(B) (6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	中央制御室換気空調系のMCR通常時外気取入隔離ダンパ (U41-F001A,B) (6,7号機共用)、MCR排気隔離ダンパ (U41-F002A,B) (6,7号機共用)、MCR非常時外気取入隔離ダンパ (U41-F003A,B) (6,7号機共用)、MCR外気取入ダンパ (U41-DAM01A,B) (6号機設備、6,7号機共用)、MCR非常用外気取入ダンパ (U41-DAM02A,B) (6号機設備、6,7号機共用) 及びMCR排気ダクト (U41-DAM04A,B) (6号機設備、6,7号機共用) を併用すること、中央制御室の外気との連絡口を遮断することが可能な設計とする。中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダクト) (6,7号機共用) 及び中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6,7号機共用) は 中央制御室とともに 中央制御室換気空調系パウンダリを形成しており、重大事故等発生時において中央制御室内にとどまる運転員の被ばく量を低減するために必要な気密性を有する設計とする。【74条8】	—	—
放射線管理施設	—	U41-F002A,B MCR排気隔離ダンパ (A),(B) (6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-F003A,B MCR非常時外気取入隔離ダンパ (A),(B) (6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM01A,B MCR外気取入ダンパ (A),(B) (6号機設備、6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM02A,B MCR非常用外気取入ダンパ (A),(B) (6号機設備、6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM04A,B MCR排気ダクト (A),(B) (6号機設備、6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設備 及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	屋外放射線監視システム (6,7号機共用)	DB	34	34条29	E	必要な情報の 把握、伝送系 の多様性	—	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域毎の放射線監視率を監視するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポスト (1号機設備、1,2,3,4,5,6,7号機共用) (以下同じ。)) を設け、中央制御室換気空調系 (6号機設備、6,7号機共用) (以下同じ。)) (計算結果、 異常値) に計測結果を表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。【34条29】	—	—
放射線管理施設	—	データ処理装置 (可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象測定装置用) (6,7号機共用)	SA	75	75条6	E	放射線量の代替 測定、放射 能観測設備 の代替測定	—	可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値は、衛星回線により伝送し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所でデータ処理装置 (可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象測定装置用) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。)) のみから計測結果を監視できる設計とする。【75条6】	—	—
放射線管理施設	—	無停電電源装置 (1,2,3,4,5,6,7号機共用)	DB	34	34条31	E	非常用内電源 に接続しない 場合の電源 確保	—	モニタリングポストは、5号機の非常用内電源系が使用できない場合においても、電源復旧までの期間、専用の無停電電源装置 (1,2,3,4,5,6,7号機共用、1号機に設置) (以下同じ。)) からの電源供給により、空回線量を計測することができる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置により、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。重大事故等が発生した場合には、代替電源設備であるモニタリングポスト用発電機 (6,7号機共用) から給電できる設計とする。【34条31】 【75条6】	—	—
放射線管理施設	—	可搬型気象観測装置 (6,7号機共用)	SA	75	75条10	B	気象観測設備 の代替測定	個数	重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測装置 (6,7号機共用、 屋外に保管) (以下同じ。)) (個数1 (予備1)) を設ける設計とする。【75条10】	—	観測測定装置の取付箇所を明示した図面 (その1)
放射線管理施設	—	小型船舶 (海上モニタリング用) (6,7号機共用)	SA	75	75条3	C	放射線量の測 定、放射能 物質濃度 (空気 中・水中・土 壌中) 及び海 上モニタリン グ	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度 (空気中、水中、土壌中) 及び放射能を監視するための移動式周辺モニタリング設備として 放射能NaIシンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。))、GM汚染サーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。))、ZnSシンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用) 及び電離箱サーベイメータ (6,7号機共用) を設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))、(個数2 (予備1)) 及び小型船舶 (海上モニタリング用) (6,7号機共用、 屋外に保管) (個数1 (予備1)) を保管する設計とする。【75条3】	—	設定仕様に関する説明書 (別添)
放射線管理施設	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ) (6,7号機共用)	SA	76	76条5-1 76条6 76条7	B	汚染の持ち込 みを防止す るための設 備	個数	5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側に放射性物質により汚染したような状況において、要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を帯びることを防止するため、身体保護衣及び作業服の着替えを行うための区域を設ける設計とする。身体サーベイの結果、要員の汚染が確認された場合は、要員の除染を行うことができる区域を、身体サーベイを行う区域に隣接して設けることができるよう考慮する。身体サーベイ、作業服の着替え等に必要照度の確保は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ) (6,7号機共用、5号機に保管) (個数1 (予備1)) によりできる設計とする。【76条5-1】 【76条6】 【76条7】	—	非常用照明に関する説明書
放射線管理施設	—	中央制御室用乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ) (6,7号機共用)	SA	74	74条22	B	汚染の持ち込 みを防止す るための設 備	個数	重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要照度の確保は、中央制御室用乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ) (6,7号機共用) (個数4 (予備1)) によりできる設計とする。【74条22】	—	非常用照明に関する説明書

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
放射線管理施設	—	非常用所内電源系からの給電「プロセス・エリア モニタリング設備」	DB	34	34条27 34条28	E	外部電源喪失時の使用済燃料貯蔵プール監視機能	—	—	—	—
放射線管理施設	—	記録の管理(放射線管理)	SA	75	75条3 75条4 75条7 75条8 75条11 75条12 75条13	E	放射線量の代替測定装置、放射線量の測定装置、放射性物質濃度(空気中・水・土壌)及びモニタリング、気象観測設備の代替測定	—	—	—	—
原子炉格納施設	—	ダイヤフラムフロア	DB	63, 64, 65, 6, 67	63条15 63条20 63条56 63条61 64条5 64条10 64条17 64条24 64条38 64条43 65条11 65条27 66条7 66条13 67条16 67条38	E	重大事故等時に原子炉格納容器等の機能	—	—	—	—
原子炉格納施設	—	汚濁防止機(6,7号機共用)	SA	70	70条8-2	C	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合に放射線物質の拡散抑制	高さ 幅 個数	汚濁防止機は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な値として汚濁防止機1個を設置することとし、北東及び北西の設置場所に計24機(高さ約6m、幅約20m)及び取水口3箇所の設置場所に計24機(高さ約3m、幅約20m)の合計48機を有する設計とする。また、予備については、各設置場所に対して2本の計4本を保管することとし、予備を含めた格納庫として設置場所4箇所分の合計48本を保管する。【70条8-2】	—	—
原子炉格納施設	—	小型船舶(汚濁防止機設置用)(6,7号機共用)	SA	70	70条6-2	C	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合に放射線物質の拡散抑制	個数	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対応設備として使用する汚濁防止機(6,7号機共用)は、放射線物質の貯蔵施設(貯蔵庫)に設置される。放射性物質の貯蔵庫(貯蔵庫)は、汚染水が格納庫から海洋に流出する4箇所(北東及び北西の設置場所)に小型船舶(汚濁防止機設置用)(6,7号機共用)を1隻(1隻)を有する設計とする。【70条6-2】	—	—
原子炉格納施設	—	放射性物質吸着材(6,7号機共用)	SA	70	70条7-2	C	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合における海洋への放射性物質の拡散抑制	重量	放射性物質吸着材は、雨水排水路等に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できる。6号機及び7号機の雨水排水路水路に約100kg、6号機又は7号機の雨水排水路水路に約100kg、汚染水が敷地に漏れた場合のバックアップとして5号機雨水排水路水路に約100kg、約50kg(フラスコ21箇所に相当)の汚染水を貯蔵する設計とする。また、予備として、各設置場所に必要となる重量に加え、6号機又は7号機雨水排水路水路用の放射性物質吸着材の予備として約1020kgを保管する。【70条7-2】	—	—
原子炉格納施設	— (格納容器下部注水系)	コリウムシールド	SA	66	66条5 66条11	B	格納容器下部注水系(常設)による原子炉格納容器下部への注水、格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	高さ 厚さ 材料 個数	コリウムシールドは、溶解炉心が原子炉格納容器下部へ落下した場合において、ドライウエル高電圧度液シールド及びドライウエル低電圧度液シールドの溶融炉心の侵入を抑制する設計とする。さらに格納容器下部注水系(常設)を使用することにより、ドライウエル高電圧度液シールド及びドライウエル低電圧度液シールドの溶融炉心の侵入を抑制し、格納炉心が原子炉格納容器ハウジングに接触することを防止する設計とする。コリウムシールドは、寸法が高さ0.65m、厚さ0.13m、材料がジルコニア(ZrO ₂)、個数が1個の設計とする。【66条5】	—	—
原子炉格納施設	— (原子炉建屋放水設備)	泡原液混合装置(6,7号機共用)	SA	70	70条11	C	航空機燃料火災への泡消火	個数	泡原液混合装置は、航空機燃料火災に対応するため、大容量送水車(原子炉建屋放水設備)及び放水艇に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。また、泡原液混合装置の個数は、航空機燃料火災に対応するため、1個と取替時の予備として1個の合計2個を保管する。【70条11】	—	—
原子炉格納施設	— (原子炉建屋放水設備)	泡消火薬剤(6,7号機共用)	SA	70	70条12	C	航空機燃料火災への泡消火	容量	泡原液送水車(6,7号機共用)は、航空機燃料火災への泡消火に対応するために必要な容量の泡消火薬剤を保管できる設計とする。泡消火薬剤の保有量は、必要な容量として64L確保し、取替時の予備として64Lの計128Lを保管する。【70条12】	—	—
原子炉格納施設	— (サブプレッションチェンバール水冷却系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバール)	SA	64	64条21 64条40	B	サブプレッションチェンバール冷却系による原子炉格納容器内の冷却	容量 個数	残留熱除去系(サブプレッションチェンバール水冷却モード)は、常設代替送水設備からの給電により機能回復し、残留熱除去ポンプ及び残留熱除去系交換器により、サブプレッションチェンバールプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。また、予備として使用する冷却水が原子炉格納容器から供給できる設計とする。【64条21】【64条40】	—	—
原子炉格納施設	— (格納容器スプレイ冷却系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバール)	SA	64	64条14 64条35	B	格納容器スプレイ冷却系による原子炉格納容器内の冷却	容量 個数	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、常設代替送水設備からの給電により機能回復し、残留熱除去ポンプによりサブプレッションチェンバールのプール水をドライウエル内及びサブプレッションチェンバール内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。また、予備として使用する冷却水が原子炉格納容器から供給できる設計とする。【64条14】【64条35】	—	—
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備連動	SA	65	65条21	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化イベントによる原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	材料 厚さ	格納容器圧力逃がし装置は、格納容器圧力逃がし装置に設置される隔離弁に設置される遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋内の原子炉格納容器内に設置される。一次隔離弁(サブプレッションチェンバール)の操作を行う原子炉建屋地下1階、一次隔離弁(ドライウエル間)の操作を行う原子炉建屋地下2階には遠隔弁(遠隔手動弁操作設備連動)を設置し、放射線防護を考慮した設計とする。遠隔手動弁操作設備連動は、炉心の著しい損傷時においても、格納容器圧力逃がし装置の隔離弁操作ができるよう、原子炉建屋地下1階に設置された格納容器圧力逃がし装置の隔離弁(原子炉建屋地下2階)において格納容器圧力逃がし装置入口配管側(原子炉建屋地下2階)に設置された隔離弁を有する設計とする。【65条21】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備	SA	65, 67	65条20 67条11	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数5)(原子炉冷却系統施設設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射線防護設備並びに格納容器再循環設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【65条20】 格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数5)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射線防護設備及び可能性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条11】	原子炉格納施設 の設計条件に関する 説明書	
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	65, 67	65条22 67条13	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空気駆動弁操作ポンプを設置することで、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉冷却系統施設設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射線防護設備及び可能性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【65条22】 また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空気駆動弁操作ポンプを設置することで、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射線防護設備及び可能性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条13】	原子炉格納施設 の設計条件に関する 説明書	
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	水酸化ナトリウム水溶液(6,7号機共用)	SA	65, 67	65条30 67条20	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	容量 pH	スクラバ水pH制御設備用ポンプは、可能限り常備供給装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液(6,7号機共用)を供給する。【65条30】 スクラバ水pH制御設備用ポンプ(以下同じ)は、可能限り常備供給装置(6,7号機共用)により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液(6,7号機共用)を供給する。【67条20】	原子炉格納施設 の設計条件に関する 説明書	
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置(pH)	SA	67	67条5	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	pH	フィルタ装置は、排気中に含まれる粒子状放射性物質及びガス状の無機より毒を除去し、より潔フィルタは、排気中に含まれる有機より毒を除去できる設計とする。また、無機より毒をスクラバ水中に捕集・保持するためにpHが酸性の状態で(以下同じ)に維持する設計とする。【65条15】 【67条5】	原子炉格納施設 の設計条件に関する 説明書	原子炉格納 施設(格納 容器圧力逃 がし装置) の兼用
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置(pH)	SA	65	65条15	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	pH	同上	原子炉格納施設 の設計条件に関する 説明書	
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F022	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空気駆動弁操作ポンプを設置することで、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備(個数2)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射線防護設備及び可能性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条35】		
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F070	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上		
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F072	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上		
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T61-F002	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上		
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔手動弁操作設備	SA	67	67条33	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁(T31-F022, T61-F002)(原子炉冷却系統施設設備で兼用)、T31-F070及びT31-F072は、遠隔手動弁操作設備(個数4)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射線防護設備及び可能性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条33】	原子炉格納施設 の設計条件に関する 説明書	原子炉格納 施設(格納 容器圧力逃 がし装置) の兼用
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	67	67条35	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外に遠隔空気駆動弁操作ポンプを設置することで、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備(個数2)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置の設備を放射線防護設備及び可能性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条35】	原子炉格納施設 の設計条件に関する 説明書	原子炉格納 施設(格納 容器圧力逃 がし装置) の兼用
原子炉格納施設	— (代替循環冷却系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェーン)	SA	65	65条2	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	容量 個数	代替循環冷却系は、復水移送ポンプによりサブプレッションチェーンのプール水を残留除去系熱交換器にて冷却し、残留除去系等を経由して原子炉格納容器又は原子炉格納容器下部へ注水するとともに、原子炉格納容器内へエアドレインすることで、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【65条2】	原子炉格納施設 の設計条件に関する 説明書	
原子炉格納施設	—	燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置	SA	74	74条26	B	運転員の被ばくを低減するための設備	個数	炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動する際に、燃料取扱床ブローアウトパネル(原子炉冷却系統施設設備、設水防護施設設備で兼用)を閉止する必要がある場合には、中央制御室から燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置(個数4)を操作し、管路上の燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置は現場においても、人力により操作できる設計とする。【74条26】	安全設備及び重大 事故等対策設備が 使用される条件の 下における健全性 に関する説明書	
原子炉格納施設	—	燃料取扱床ブローアウトパネル	DB	38 44	38条22 44条26	E	二次格納施設 のパウンダリ 機能	—	中央制御室遮断、中央制御室待避室遮断(常設)、中央制御室待避室遮断(可搬型)、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策室)遮断、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮断、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮断、二次遮断及び補助遮断は、(2) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための措置措置、(3) 可燃性ガス発生を抑制する設計とする。【38条22】 【74条】 【76条】 原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)に開口部を設ける場合には、気密性を確保する設計とする。【44条26】		
原子炉格納施設	—	主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	SA	74	74条27	B	運転員の被ばくを低減するための設備	設置枚数 開放圧	原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の気圧を低下させることができる設計とする。原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)の気密パウンダリの一部として原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)に設置される主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル(設水防護施設設備で兼用)は、閉鎖態の維持可能な設計とする。【74条27】	安全設備及び重大 事故等対策設備が 使用される条件の 下における健全性 に関する説明書	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	明瞭にする必要 がある仕様 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「代替格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条3 64条28 64条30	E	電源設備からの給電	—	基本設計方針記載内容 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【64条3】 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水ポンプ(A-2機)は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【64条7】【64条30】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「代替格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条7 64条30	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条14 64条35	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッションチェンバのプール水をドライウェル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却系から供給される設計とする。【64条14】【64条35】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「サブプレッションチェンバプール水冷却系」	SA	64	64条21 64条40	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系(サブプレッションチェンバプール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系ポンプによりサブプレッションチェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却系から供給される設計とする。【64条21】【64条40】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「代替格納冷却系」	SA	65	65条4	E	電源設備からの給電	—	代替格納冷却系は、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【65条4】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器圧力逃がし装置」	SA	65, 67	65条23 67条12	E	電源設備からの給電	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。【65条23】【67条12】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器下部注水系」	SA	66	66条4 66条9	E	電源設備からの給電	—	格納容器下部注水系(常設)は、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条4】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「低圧代替注水系」	SA	66	66条16 66条20	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系(常設)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条16】 低圧代替注水系(可搬型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条20】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「高圧代替注水系」	SA	66	66条26	E	電源設備からの給電	—	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室(「6.7号機共用」(以下同じ))からの操作が可能な設計とする。【66条26】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「ほう水注入系」	SA	66	66条30	E	電源設備からの給電	—	ほう水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条30】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「ほう水注入系」	SA	66	66条30	E	電源設備からの給電	—	ほう水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条30】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「低圧代替注水系」	SA	66	66条16 66条20	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系(常設)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条16】 低圧代替注水系(可搬型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を bypass した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条20】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「耐圧強化ベント系」	SA	67	67条34	E	電源設備からの給電	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。【67条34】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器圧力逃がし装置の可搬型蒸気供給装置」	SA	67	67条21	E	電源設備からの給電	—	可搬型蒸気供給装置は、可搬型蒸気供給装置用電源設備からの給電が可能な設計とする。【67条21】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「耐圧強化ベント系の可搬型蒸気供給装置」	SA	67	67条30	E	電源設備からの給電	—	可搬型蒸気供給装置は、可搬型蒸気供給装置用電源設備からの給電が可能な設計とする。【67条30】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「非常用ガス処理系」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、燃料取扱ブースブローアウトバルブ閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条24】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「非常用ガス処理系」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「燃料取扱ブースブローアウトバルブ閉止装置」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	—	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	SA	65, 67	65条14 67条4	B	系統設計流量	—	格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ水、金属フィルタ)、よう素フィルタ、ドレナック、ラフナージャイスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内滞留気体が不活性ガスを経て、フィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉格納容器内に戻す排出口から排出(系統設計流量31.6kg/s(2Pa)において)することで、排気中に含まれる放射性物質の濃度の放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【65条14】 原子炉格納容器内に滞留する水蒸気及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対応として使用する格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ水、金属フィルタ)、よう素フィルタ、ラフナージャイスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内滞留気体を不活性ガスを経て、フィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に排出(系統設計流量31.6kg/s(2Pa)において)することで、排気中に含まれる放射性物質の濃度の放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の水蒸気及び酸素ガスを大気へ排出できる設計とする。【67条4】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
原子炉格納施設	—	耐圧強化ベント系(系統設計流量)	SA	67	67条25	B	系統設計流量	—	耐圧強化ベント系はサブプレッションチェンバ及びドライウェルのいずれにも接続するが、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水蒸気及び酸素ガスを排出するために使用する場合は、サブプレッションチェンバのプール水によるスクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバ側の排出経路のみを使用する設計とする。【67条25】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器(7A)	SA	72	72条13 72条14-1 72条14-2 72条62	C	容量 個数	—	設計基準事故対応設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対応設備として、所内蓄電式直流電源設備及び常設代替交流電源設備を使用できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V蓄電池、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V充電器7A、125V同時投入防止用切替装置、直流125V HPAC MCC (125V, 600Aのもの)を1個)、電路、計測制御装置等で構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V蓄電池は、高度信頼電力を供給できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備の直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを伴って、全交流動力電源喪失から4時間以内に切り離しを伴って、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V蓄電池から電力を供給できる設計とする。【72条13】【72条14-1】 また、交流電源復旧後に、交流電源を直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2又はAM用直流125V充電器を bypass した直流電源へ接続することで電力を供給できる設計とする。【72条14-2】 非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器(125V, 700A及び125V, 400Aのもの)を5個)、直流125V主母線(125V, 1600Aのもの)を4個)、125V同時投入防止用切替装置(125V, 800Aのもの)を1個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対応設備(設計基準仕様)として使用できる設計とする。【72条62】	設定仕様に関する説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器(7A-2)	SA	72	72条13 72条14-1 72条14-2 72条62	C	容量 個数	—	同上	設定仕様に関する説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器(7B)	SA	72	72条62	C	容量 個数	—	非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器(125V, 700A及び125V, 400Aのもの)を5個)、直流125V主母線(125V, 1600Aのもの)を4個)、125V同時投入防止用切替装置(125V, 800Aのもの)を1個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対応設備(設計基準仕様)として使用できる設計とする。【72条62】	設定仕様に関する説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器(7C, 7D)	SA	72	72条62	C	容量 個数	—	同上	設定仕様に関する説明書(別添)	—

申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明瞭にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明瞭にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統									
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条13 72条14-1 72条14-2 72条62	C	容量 個数	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直交流電力を供給する重大事故等対処設備として、所内蓄電池直交流電源設備及び非常用直交流電源設備を用いる設計とする。所内蓄電池直交流電源設備は、直交流125V蓄電池7A、直交流125V蓄電池7A-2、AM用直交流125V蓄電池、直交流125V充電器7A、直交流125V充電器7A-2、AM用直交流125V充電器、直交流125V制御装置7A、125V同時投入防止用切替装置、直交流125V HPAC MCC（125V、600Aのもの1個）、電路、計測制御装置等で構成し、直交流125V蓄電池7A、直交流125V蓄電池7A-2及びAM用直交流125V蓄電池は、直交流電源へ電力を供給できる設計とする。所内蓄電池直交流電源設備の直交流125V蓄電池7A、直交流125V蓄電池7A-2及びAM用直交流125V蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から12時間とわたり、直交流125V蓄電池7A、直交流125V蓄電池7A-2及びAM用直交流125V蓄電池から電力を供給できる設計とする。【72条13】 【72条14-1】	設計基準に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条62	C	容量 個数	非常用直交流電源設備の直交流125V蓄電池、直交流125V充電器（125V、700A及び125V、400Aのもの5個）、直交流125V主母線盤（125V、1600Aのもの4個）、125V同時投入防止用切替装置（125V、800Aのもの1個）は、想定される重大事故等において、重大事故等対処設備（設計基準仕様）として使用できる設計とする。【72条62】	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条62	C	容量 個数	同上	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条21	C	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等（メタルクラッド開閉装置（6900V、1200Aのもの3個）、パワーセンタ（480V、4000A及び480V、3000Aのもの4個）、モータコントロールセンタ（480V、400A、480V、600A及び480V、800Aのもの18個）、動力変圧器（3330kVA、6900/480V及び2000kVA、6900/480Vのもの4個））により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45条9	D	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤（安全施設（重要安全施設を除く。）への電力供給に係るものに限る。）について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーカ放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする（非常用ディゼール発電設備に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。）。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条21	C	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等（メタルクラッド開閉装置（6900V、1200Aのもの3個）、パワーセンタ（480V、4000A及び480V、3000Aのもの4個）、モータコントロールセンタ（480V、400A、480V、600A及び480V、800Aのもの18個）、動力変圧器（3330kVA、6900/480V及び2000kVA、6900/480Vのもの4個））により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45条9	D	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤（安全施設（重要安全施設を除く。）への電力供給に係るものに限る。）について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーカ放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする（非常用ディゼール発電設備に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。）。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条21	C	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等（メタルクラッド開閉装置（6900V、1200Aのもの3個）、パワーセンタ（480V、4000A及び480V、3000Aのもの4個）、モータコントロールセンタ（480V、400A、480V、600A及び480V、800Aのもの18個）、動力変圧器（3330kVA、6900/480V及び2000kVA、6900/480Vのもの4個））により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45条9	D	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤（安全施設（重要安全施設を除く。）への電力供給に係るものに限る。）について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーカ放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする（非常用ディゼール発電設備に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。）。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条21	C	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等（メタルクラッド開閉装置（6900V、1200Aのもの3個）、パワーセンタ（480V、4000A及び480V、3000Aのもの4個）、モータコントロールセンタ（480V、400A、480V、600A及び480V、800Aのもの18個）、動力変圧器（3330kVA、6900/480V及び2000kVA、6900/480Vのもの4個））により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条22 72条23	C	容量 個数	これとは別に設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用できる設計とする。代替所内電気設備は、緊急用遮断器（16.7号機専用）（以下同。）（6900V、600Aのもの2個）、緊急用電源切替箱遮断器（6900V、600Aのもの1個）、緊急用電源切替箱接続装置（6900V、1200Aのもの2個）、AM用動力変圧器（800kVA、6900/480Vのもの1個）、AM用 MCC（480V、400A及び480V、800Aのもの4個）、AM用切替盤（480V、50Aのもの2個）、AM用操作盤、メタルクラッド開閉装置及びメタルクラッド開閉装置用電路、電路、計測制御装置で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型直交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。【72条22】 【72条23】	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条22 72条23	C	容量 個数	同上	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条22 72条23	C	容量 個数	同上	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条22 72条23	C	容量 個数	同上	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条22 72条23	C	容量 個数	同上	設計仕様に関する説明書（別添）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72条22 72条23	C	容量 個数	同上	設計仕様に関する説明書（別添）		

申請対象設備				DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名										
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機電力保安通信用電話設備48V蓄電池(6.7号機共用)	—	DB	47	47条11	C	非常用所内電源系又は無停電電源への接続	容量 個数	送受話器(ベージング)用48V蓄電池(1.6.7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。)(48V,2400Ah/組(10時間率)のもの1組(1組当たり24個))及び5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池(1.6.7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。)(48V,1000Ah/組(10時間率)のもの1組(1組当たり25個))は、外部電路が期待できない場合においても、通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。【47条11】	設定根拠に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	送受話器(ベージング)用48V蓄電池(6.7号機共用)	—	DB	47	47条11	C	非常用所内電源系又は無停電電源への接続	容量 個数	同上	設定根拠に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 2 常用電源設備	—	500kV送電線(東京電力パワーグリッド株式会社新新函館線及び東京電力パワーグリッド株式会社新新函館線(1.2.3.4.5.6.7号機共用))	—	DB	45	45条16	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	—	設計基準対象施設は、送電可能な回線として500kV送電線(東京電力パワーグリッド株式会社新新函館線及び東京電力パワーグリッド株式会社新新函館線)2号~4号回線(1.2.3.4.5.6.7号機共用、1号機に設置)(以下同じ。))及び受電専用の回線として154kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社送電線)1ルート回線(1.2.3.4.5.6.7号機共用、1号機に設置)(以下同じ。))の合計3ルート回線にて、電力系統に接続する設計とする。【45条16】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 2 常用電源設備	—	154kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社送電線(1.2.3.4.5.6.7号機共用))	—	DB	45	45条16	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	—	同上	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 2 常用電源設備	—	端子	—	DB	45	45条24	E	十分な支持性能の確保及び耐震性の確保	—	開閉所から主要電機機器の送受電設備は、十分な支持性能を持つ態様に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂端子並びに重心の低い低気圧絶縁閉鎖装置及びガス遮断器を設置する設計とする。【45条24】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	漏えい・拡大防止対策、防漏対策(溶接構造・シール構造、堰、ボンベ閉鎖用)	—	DB*1	11.52	11条15 52条10 11条21 52条21	E	火災の発生防止、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の使用による漏えいの防止及び防漏の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び炉心の安全に与える影響を損なわないよう、堰等の設置又は構築による配置上の考慮を行う設計とする。【11条15】【52条10】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	可燃性の蒸気対策(有機溶剤持ち込み管理)	—	DB*1	11.52	11条29 52条22	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、火災区域又は火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用として保安規定に定めて、管理するとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、排気の措置を行うとともに、可燃性の蒸気及び排気による機械換気により滞留を防止する設計とする。【11条29】【52条22】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	換気対策(機械換気又は自然換気)	—	DB*1	11.52	11条16 52条12	E	火災の発生防止、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備を設ける火災区域又は火災区域は、空調機による機械換気又は自然換気を行う設計とする。【11条16】【52条12】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	火災受信機盤	—	DB*1	11.52	11条59 52条49	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室等に設置し、火災感知設備の稼働状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により動作した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。【11条59】【52条49】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	アナログ式熱感知器	—	DB*1	11.52	11条54 52条52	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防壁上重要な機器等及び重大事故等対象施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、非アナログ式の熱感知器、又は発生する非外発火は非外発火を感知する非アナログ式の熱感知器も含めた組合せで設置する設計とする。【11条54】【52条52】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	アナログ式煙感知器	—	DB*1	11.52	11条54 52条52	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非アナログ式炎感知器	—	DB*1	11.52	11条54 52条52	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	光電分離型煙感知器	—	DB*1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	なお、基本設計のとおり火災感知器を設置できない箇所は、上記感知器の代わり煙検出条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、煙吸引検出設備、光ファイバケーブル式熱感知器、熱感知カメラ、非アナログ式の防塵型煙感知器、非アナログ式の防塵型熱感知器及び非アナログ式の熱感知器も含めた組合せで設置する設計とする。【11条56】【52条53】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙吸引検出設備	—	DB*1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	光ファイバケーブル式熱感知器	—	DB*1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	熱感知カメラ	—	DB*1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非アナログ式防塵型煙感知器	—	DB*1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非アナログ式防塵型熱感知器	—	DB*1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非アナログ式熱感知器	—	DB*1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	過熱防止対策(保温材)	—	DB*1	11.52	11条32 52条27	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設計をするとともに、高温部分を保護材で覆うことにより、可燃物等との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。【11条32】【52条27】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	火花対策(金属製の本体への収納)	—	DB*1	11.52	11条32 52条27	E	火災の発生防止、留意事項	—	同上	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	水素ガス対策	—	DB*1	11.52	11条18 52条11	E	火災の発生防止、留意事項	—	水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は溶接構造によって、水素ガスの漏えいを防止し、弁アライメントから水素ガスの漏えいの可能性がある弁は、ベローズ等を用いて防漏の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、堰等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。【11条18】【52条11】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	蓄電池室の火災防護対策	—	DB*1	11.52	11条19 52条13	E	火災の発生防止、留意事項	—	水素ガスを内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素ガス貯蔵する火災区域又は火災区域は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。【11条19】【52条13】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	水素濃度検出器	—	DB*1	11.52	11条22 52条25	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止における水素ガス漏えい検知は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素ガスの燃焼限界濃度である4%の1Lに達する際の濃度にて中央制御室に警報を発生する設計とする。【11条22】【52条25】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	放射線分解による水素ガスの蓄積防止対策	—	DB*1	11.52	11条52 52条45	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区域又は火災区域における、水素ガスの蓄積防止対策として、社団法人火力原子力発電技術協会「B型配管における組合せ(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する設計とする。【11条52】【52条45】	—	*1:52条要求 含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	過熱・焼損防止対策(保護継電器・遮断器)	—	DB*1	11.52	11条33 52条18	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。【11条33】【52条18】	—	*1:52条要求 含む

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	不燃性材料又は難燃性材料による火災の発生防止対策（不燃性材料又は難燃性材料と同等のもの、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はエンクリート等の不燃性材料、絶縁性を有しない変圧器・遮断器、難燃ケーブル、換気設備難燃性フィルタ、チャコールフィルタ保管用閉鎖容器、保溫材、内装材等）	DB*1	11.52	11.35 52.28 11.36 52.32 52.38 52.34 11.39 52.35 11.37 52.29 52.31 11.45 52.38 11.46 52.39 11.45 52.37 11.40 52.33 11.41 52.30 11.42 52.36	E	火災の発生防止 留、留意事項	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」といふ）を使用する設計とする。若しくは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。【11.35】 【52.28】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はエンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。【11.36】 【52.32】 ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難なため、金属で覆われ、機器等に設置し直接火災に曝されることのない設計とする。【11.38】 【52.34】 金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器筐体内部に設置する電気配線は、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に伝播しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。【11.39】 【52.35】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保溫材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は同等性能を有する不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。【11.37】 【52.29】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に設置する建屋の内装材は、燃焼試験で不燃性材料と認められたものを使用する設計とする。【11.44】 【52.31】 ただし、管理区域・非管理区域の床や、原子炉格納容器内の床や放射線遮蔽壁の放射線遮蔽材、放射線、防音又は耐震用のコンクリート等に塗布すること、難燃性が確認された塗料であること、加熱源を除去した場合にその燃焼が伝播しないこと、原子炉格納容器を含む建屋等に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用し、その周辺における可燃物を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。【11.45】 【52.38】 また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。【11.46】 【52.39】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実試験により自己消火性（UL非燃性試験）及び耐燃性（1 E E 0 3 3（管）ケーブルの燃焼試験）を有する（E E 1 2 0 2）垂直トレイ燃焼試験）を満足した難燃ケーブルを使用する設計とする。【11.43】 【52.37】 ただし、実試験より耐燃性が確認できない核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは、原子炉格納容器外については専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、耐火性を有するケーブルを施すことにより、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。【11.40】 【52.33】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、JIS S 109-1は日本空気清浄協会「空気清浄装置用材料燃焼性試験方法指針」（JCA-A No. 11）を満足する難燃性材料を使用する設計とする。【11.41】 【52.30】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。【11.42】 【52.36】	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	自然現象による火災の発生防止対策（避雷針、接地網、線路上昇降、架空地線）	DB*1	11.52	11.49 52.42	E	火災の発生防止 留、留意事項	落雷によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。【11.49】 【52.42】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火設備の破損、誤動作又は誤操作対策	DB*1	11.52	11.105 52.48	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	なお、消火設備の破損、誤動作又は誤操作に伴う火災による安全影響及び重大事故等への影響については、浸水防護施設の基本設計方針にて示す。【11.105】 【52.48】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火栓（屋外消火栓、屋内消火栓）	DB*1	11.52	11.63 52.85 11.84 52.88	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、消火栓、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11.63】 【52.85】 屋内、屋外の消火栓は、消防法令等に基づく最大放水量を確保する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を有する火災区域又は火災区域に設置する施設、感煙消火栓は、消防法令等に準拠し、配置する設計とする。【11.84】 【52.88】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火器	DB*1	11.52	11.63 52.85	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11.63】 【52.85】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	移動式消火設備（化学消防自動車、泡消火薬剤備蓄車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車）	DB*1	11.52	11.63 52.85 11.89 52.87	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11.63】 【52.85】 移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火備蓄車等の移動式消火設備に付随する消防自動車、泡消火薬剤備蓄車、水槽付消防自動車及び消防ポンプ自動車を備蓄する設計とする。【11.89】 【52.87】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	管理区域域内への放出消火水の流出防止対策（堰、建屋内排水系、液体廃棄物処理系）	DB*1	11.52	11.63 52.72	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	管理区域域内へ放出した消火水は、放射線物質を含むおそれがあることから、管理区域域への流出を防止するため、管理区域域と非管理区域域の境界に堰等を設置するとともに、各エリアの建屋内排水系により放射線物質を処理系に回収し、処理する設計とする。【11.63】 【52.72】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	蓄電池を内蔵する照明	DB*1	11.52	11.90 52.75	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には、移動式消火設備の操作を行うため、消防法に要求される消火活動期間中に必要と認められる量とし、120分間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。【11.90】 【52.75】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ケーブル処理室の火災防護対策（2か所の扉）	DB*1	11.52	11.94 52.84	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	ケーブル処理室は、消火活動のため2箇所の入口を設置する設計とする。【11.94】 【52.84】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	電気品室の火災防護対策	DB*1	11.52	11.34 52.19	E	火災の発生防止 留、留意事項	電気品室は、電源供給のみを使用する設計とする。【11.34】 【52.19】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ポンプ室の煙排気対策	DB*1	11.52	11.91 52.81	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動による火災迅速に消滅できるように固定式消火設備を設置し、継続の確保のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあるから、十分に冷却時間を確保した上で扉の開放、換気装置及び可搬型耐煙装置により火災を防止する設計とする。【11.91】 【52.81】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備の火災防護対策	DB*1	11.52	11.92 52.82 11.93 52.83	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラック燃料を貯蔵することで非燃性が確保される設計とする。【11.92】 【52.82】 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火が困難な場合、水分蒸発気になった状態となっても非燃性が確保される設計とする。【11.93】 【52.83】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の火災防護対策	DB*1	11.52	11.27 52.16	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、漏洩が発生し、火災発生による放射性廃棄物の拡散を防止しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済み交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートなどで保管することを保安規定に定めて、管理する。【11.27】 【52.16】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	凍結防止対策（不凍式消火栓、保溫材）	DB*1	11.52	11.100 52.93 11.101 52.95	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	屋外消火設備の配管は、保溫材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。【11.100】 【52.93】 屋外消火栓は、凍結を防止するため、通常はフロア弁を常時閉として消火栓本体内部の水が排水され、使用時にフロア弁を開閉して放水する設計とする。【11.101】 【52.95】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	風火害対策（浸水対策、建屋内配管、屋外仕様、機械式）	DB*1	11.52	11.102 52.96	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	消火用水供給系の消火用水を確保する電動機駆動ポンプ、ディーゼル駆動ポンプ、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、SLCポンプ、CEOポンプ局所消火設備、電源室・制御室消火設備、ケーブルトレイ消火設備、5号機原子炉建屋内部監視対象所消火設備及び中央制御室床下消火設備、5号機原子炉消火設備は、風水害により性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。【11.102】 【52.96】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	地盤変位対策	DB*1	11.52	11.103 52.97 11.104 52.98	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	地震時における地盤変位対策として、屋外消火配管は、タンクと配管の継手部へのフレキシブル継手を採用する設計で、建屋等の取り合い部における消火配管の掛け加圧（地震時の地盤変位を配管の曲げ変形で吸収する）を設計する。【11.103】 【52.97】 さらに、屋外消火配管が破断した場合は移動式消火設備を用いて屋内消火栓～消火水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。【11.104】 【52.98】	—	—	*1:52.42要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブ）	DB	11	11.86	E	火災の影響軽減、留意事項	建屋のうち、火災の影響軽減の対策が必要原子炉の高温停止及び風速停止を遅し、維持するための安全機能を有する構造物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火設計に必要となるコンクリート厚である125mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や耐火耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブを含む。）により隣接する他の火災区域と分離するように設計する。【11.86】	—	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等（耐火間仕切り、ケーブルトレイ等耐火ラッピング）	DB	11	11.110	E	火災の影響軽減、留意事項	互いに相連する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。【11.110】	—	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備	DB	11	11.149	E	火災の影響軽減、留意事項	互いに相連する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。火災感知設備は、自動消火設備を動作させるために設置し、自動消火設備を動作させることにより火災感知の作動信号により自動消火設備を動作させる設計とする。【11.149】	—	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	中央制御室の火災の影響軽減対策	DB	11	11条111 11条112 11条113 11条114 11条115 11条116 11条117 11条118 11条119 11条120 11条121 11条122 11条123 11条124 11条125 11条126 11条127 11条128 11条129	E	火災の影響軽減、留意事項	—	中央制御室制御室内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく隣隔距離等による分離対策、高感度検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加えて、火災により中央制御室制御室の1つの区域の安全機能が喪失しても、他の区域の制御室は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持がであることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11条111】 隣隔距離等による分離として、中央制御室制御室については、安全系区分ごとに別7層で分離する設計とし、1つの制御室内に異なる安全系区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全系区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルが火災が発生しても燃焼する。閉鎖・火災の影響を受けない金属外装ケーブル、耐熱ビニルケーブル、難燃仕様のETFE電線及び難燃ケーブルを使用し、操作スイッチの隣隔等により系統分離する設計とする。【11条112】 中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動に加えて、異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。これに加えて室内へ高感度検出設備を設置する設計とする。【11条113】 火災の発生箇所が特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラの配備によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。【11条114】 中央制御室の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する火災防護対象ケーブルは、互いに相連する系列の時間以上の耐火能力を有する隣隔で分離する設計とする。また、ある区分の火災防護対象ケーブルが敷設されている箇所には別区分のケーブルを敷設する場合は、1時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。【11条115】 中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相連する系列の火災防護対象ケーブルについては、非安全系ケーブルも含めて1時間以上の耐火能力を有する隣隔又は隣隔で分離する設計とする。また、ある区分の火災防護対象ケーブルが敷設されている箇所には別区分のケーブルを敷設する場合は、1時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。【11条116】 中央制御室床下フリーアクセスフロアには、固有の信号を発生する異なる2種類の火災感知器として、煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。【11条117】 また、火災感知器は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機能は中央制御室に常時受信できる設計とする。火災受信機能は、作動した火災感知器1つずつ特定できる機能を有する設計とする。【11条118】 中央制御室床下フリーアクセスフロアは、系統分離の観点から中央制御室からの手動操作により早期の起動可能な中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備を設置する設計とする。この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を中央制御室に発生する設計とする。また、外部電源喪失時においても動作可能となるように、非常用電源から受電する。【11条119】 追加制御室エリアは、上部中央制御室に存在するよう安全系区分上制御室、フリーアクセスフロアは存在せず、ケーブルトレイ等については、火災防護対象となる安全系区分1、2のケーブルを分離する設計とする。【11条120】 系統分離のために設置する隣隔又は隣隔で分離する設計とする。異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。【11条121】 なお中央制御室の火災感知器は、自動中央制御室の遠隔手動操作により早期の起動可能な小空間固定式消火設備を設置する設計とする。【11条122】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策	DB	11	11条120 11条121 11条122 11条123 11条124 11条125 11条126 11条127 11条128 11条129	E	火災の影響軽減、留意事項	—	原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素ガスが封入され、火災の発生は想定されない。窒素ガスが封入されていない期間のほとんどは原子炉が低圧停止期間であるが、わずかに低圧停止していない期間もあることを踏まえ、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11条120】 また、原子炉格納容器内の可燃性可燃物は、特定時期、可燃物量等、運用について保安規定に定めて、管理する。【11条121】 a. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のとおり対策を行う設計とする。【11条122】 (a) 火災防護対象機器等は、難燃ケーブルを使用するとともに、耐火性能を確認した電線管又は金属製の閉鎖ダクトの使用により火災の影響軽減対策を行う設計とする。【11条123】 (b) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、系統分離の観点から安全系区分1と安全系区分2機器の水平距離を6m以上確保し、異なる安全系区分の機器間にある存在物(ケーブル、電線等)については、金属製の厚板を取り締ることによって保護を行う設計とする。【11条124】 (c) 原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、可能な限り距離的分散を図る設計とする。【11条125】 (d) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対象機器である起動領域モニタの誘導ケーブルを一部露出させて敷設するが、火災の影響軽減の観点から、起動領域モニタは安全系区分ごとに距離的分散を図って敷設する設計とする。【11条126】 b. 火災感知器については、アナログ式の異なる2種類の火災感知器(煙感知器及び熱感知器)を設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。【11条127】 c. 原子炉格納容器内の消火については、運転員及び初期消火要員による消火又は消火栓を用いた速やかな消火活動により消火ができる設計とする。【11条128】 なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素ガス充填完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生した場合には、火災による低圧防止の観点から窒素ガス封入作業の継続による窒息消火を行う。【11条129】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非常用ディーゼル発電機軽油タンク及び燃料移送ポンプの火災の影響軽減対策(防護板、隣隔距離)	DB	11	11条130 11条131 11条132 11条133	E	火災の影響軽減、留意事項	—	非常用ディーゼル発電機軽油タンク及び燃料移送ポンプについては、以下の対策を行い、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11条130】 a. 燃料移送ポンプの非常用ディーゼル発電機軽油タンク及び燃料移送ポンプに関しては互いに相連する系列間で水平距離を6m以上確保する設計とする。【11条131】 b. 火災感知器については、固有の信号を発生する異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能又は非アナログ機能を有するものとする。【11条132】 尚且つ、消火又は移動式消火設備を用いた運転員及び初期消火要員による速やかな初期消火活動を行う設計とする。【11条133】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	換気設備に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11条134 11条135	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区域に関連する換気設備には、他の火災区域又は火災区域からの境界となる箇所3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。【11条134】 換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。【11条135】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策(ケーブルトレイ間の隣隔距離)	DB	11	11条140	E	火災の影響軽減、留意事項	—	ケーブル処理室の最も分離距離を確保しなければならない遮断なしの動力ケーブルトレイ間は、互いに相連する系列間を水平方向0.9m、垂直方向1.5mの最小隣隔距離を確保する設計とする。最小隣隔距離を確保できない場合は、隣隔等で分離する設計とする。【11条140】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11条136 11条137 11条138	E	火災の影響軽減、留意事項	—	運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。【11条136】 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区域のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区域については、二層に設置する消火設備、小空間固定式消火設備又は中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備による早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。【11条137】 なお、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機軽油タンクは、屋外に設置されるため、煙が大気へ放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。【11条138】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	高感度検出設備	DB	11	11条111 11条113	E	火災の影響軽減、留意事項	—	中央制御室制御室内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく隣隔距離等による分離対策、高感度検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加えて、火災により中央制御室制御室の1つの区域の安全機能が喪失しても、他の区域の制御室は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持がであることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11条111】 中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動に加えて、異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。これに加えて室内へ高感度検出設備を設置する設計とする。【11条113】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	分離板	DB	11	11条116	E	火災の影響軽減、留意事項	—	中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相連する系列の火災防護ケーブルについては、非安全系ケーブルも含めて1時間以上の耐火能力を有する隣隔又は隣隔で分離する設計とする。また、ある区分の火災防護対象ケーブルが敷設されている箇所には別区分のケーブルを敷設する場合は、1時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。【11条116】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	サーモグラフィカメラ	DB	11	11条114	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災の発生箇所が特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラの配備によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。【11条114】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設	系統	機器名										
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙等流入防止装置	DB	11	11条9	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災区域又は火災区域のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区域からの煙の流入を防止する設計とする。【11条9】	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	排煙設備	DB	11	11条136 11条138	E	火災感知設備、消火設備、火災の影響軽減、留意事項	—	運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。【11条136】 なお、引火性液体が蓄集する非常用ディーゼル発電設備用油タンクは、屋外に設置されるため、煙が火気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。【11条138】	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	油タンクに対する火災の影響軽減対策（排気ファン又はベント管）	DB	11	11条139	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災区域又は火災区域に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とする。【11条139】	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	貯蔵対策（潤滑油又は燃料油の必要量貯蔵）	DB+1	11.52	11条17 52条20	E	火災の影響軽減、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量と一定時間の運転に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。【11条17】【52条20】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火用水の優先供給対策（隔離弁）	DB+1	11.52	11条75 52条64	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	消火用水供給系は、飲料水系や水道水系等と共用する場合では、隔離弁を設置し、通常時を閉とすることで消火用水供給系の供給を優先する設計とする。【11条75】【52条64】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	7号機地下水排水設備	DB	12	12条38	C	容量降圧、原動機出力、漏れ検出範囲	—	また、地下水に対しては、7号機地下水排水設備の停止により建屋周囲の水位が周辺の地下水位まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁、部、溝等により浸水防護区域を有する建屋内部への流入を防止するとともに、建屋による建屋外周部からの地下水の流入の可能性を安全に考慮して、防護すべき設備が要求される機能を損なわない設計とする。さらに、耐震性を有する7号機地下水排水設備（サブドレンパイプ、排液配管等）（原子炉冷却系統施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用（以下同じ。））により地下水の水位上昇を抑制し、浸水防護区域を内包する建屋内に留めず、浸水防護区域を有する建屋外周部からの地下水の流入を防止する設計とする。【12条38】	設定根拠に関する説明書（別添）	施設共通（地質）の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	保護カバー（蒸気防護カバー）	DB	12	12条29 12条32	D	浸水による損傷防止	—	防護すべき設備のうち、浸水に対する保護構造を有している設備は、耐震された状態で使用を想定しても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。浸水に対する保護構造を有していない設備は、機能を損なうおそれがない配置、保護カバーによる要求される機能を損なうおそれがない設計又は蒸気の影響が生じないよう、水消火を行わない消火手段（固定式消火設備等）を採用する等により、蒸気の発生が抑制される設計とする。【12条29】 また、蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、発生を想定し、蒸気による影響を緩和するための対策を実施する。具体的には、蒸気条件を考慮した蒸気遮断扉等を設置し、保護カバーを設置し、蒸気の影響を緩和することにより防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。【12条32】	—	発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	循環水系隔離システム	DB	12	12条36	B	浸水による損傷防止	自動隔離時間	具体的には、正水性を維持する際、床ドレンライン浸水防止器具の設置及び床下止水配管を実施し、浸水の漏れ防止の設計とする。循環水系の破損による浸水量低減については、循環水系の破損箇所からの浸水を早期に自動検知し、自動隔離を行うために、循環水系隔離システム（漏れ検出器、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁及び排液管の自動閉鎖装置）により、隔離信号を発生し、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁を自動閉止する設計とする。【12条36】	—	発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	タービン補機冷却海水系隔離システム	DB	12	12条37	B	浸水による損傷防止	自動隔離時間	タービン補機冷却海水配管の破損による浸水量の低減については、タービン補機冷却海水配管の破損箇所からの浸水を早期に自動検知し、自動隔離を行うために、タービン補機冷却海水系隔離システム（漏れ検出器、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁及び排液管の自動閉鎖装置）により、隔離信号を発生し、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁を自動閉止する設計とする。【12条37】	—	発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	燃料取扱室ブローアウトパネル	DB	12	12条33	B(E)	浸水による損傷防止	設置枚数開放忘れ	また、主蒸気破断事故等時には、原子炉建屋内外の圧差による燃料取扱室ブローアウトパネル（設置枚数開放忘れ防止）（以下、燃料取扱室の設備を浸水防護施設の設備として兼用）及び主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル（設置枚数開放忘れ防止）（以下、トンネル室の設備を浸水防護施設の設備として兼用）の両方により、浸水防護区域内部において蒸気の影響を軽減する設計とする。【12条33】	安全設備及び重大事故等対応設備の兼用	原子炉格納施設の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	DB	12	12条33	B	浸水による損傷防止	設置枚数開放忘れ	同上	安全設備及び重大事故等対応設備の兼用	原子炉格納施設の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	取水槽水位計	DB+1	6.51	6条42 51条39	B	津波監視機能	計測範囲	津波監視設備のうち取水槽水位計は、7号機の非常用電源設備から給電し、T.M.S.L. - 5.0m + 9.0mを測定範囲として、原子炉補機冷却海水ポンプが設置された補機冷却海水取水槽の上昇水位及び排液管の中央制御室から監視可能な設計とする。【6条42】【51条39】	—	*1:51条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	津波監視カメラ（6.7号機共用）	DB+1	6.51	6条44 51条38	E	津波監視機能	—	津波監視設備のうち津波監視カメラは、7号機の非常用電源設備から給電し、監視機能を有したカメラにより、昼夜問わず中央制御室から監視可能な設計とする。【6条44】【51条38】	—	*1:51条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条1 76条1-1	E	緊急時対策所の設置、居住性の確保（対策本部）、居住性の確保（待機場所）	個数	発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（6.7号機共用、5号機設置）（以下同じ。）を中央制御室以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（6.7号機共用、5号機設置）（以下同じ。）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（6.7号機共用、5号機設置）（以下同じ。）から構成され、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。【46条1】【76条1-1】	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条1 76条1-1	E	緊急時対策所の設置、居住性の確保（対策本部）	同上	同上	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条1 76条1-1	E	緊急時対策所の設置、居住性の確保（待機場所）	同上	同上	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6.7号機共用）	SA	76	76条16	B	居住性の確保（対策本部）	個数	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（個数2（予備1））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の二酸化炭素を除去することにより、要員の窒息を防止する設計とする。【76条16】	緊急時対策所の居住性に関する説明書	—	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	酸素濃度計（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条7 76条22	B	緊急時対策所の設置、居住性の確保（対策本部）、居住性の確保（待機場所）	個数	5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数2（予備1））を保管する設計とする。【46条7】【76条22】	緊急時対策所の機能に関する説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	二酸化炭素濃度計（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条7 76条22	B	緊急時対策所の設置、居住性の確保（対策本部）、居住性の確保（待機場所）	個数	同上	緊急時対策所の機能に関する説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用圧計（6.7号機共用）	SA	76	76条15	B	居住性の確保（対策本部）、居住性の確保（待機場所）	個数	計測範囲	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用圧計（個数2（予備1））、計測範囲は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に設置された室内と周辺エリアとの圧差を監視できる設計とする。【76条15】	緊急時対策所の機能に関する説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	送受話器（バーゼン）（6.7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な室内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多線性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条4】	—	計測制御系統施設の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（6.7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	同上	同上	—	計測制御系統施設の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な室内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多線性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条4】	—	計測制御系統施設の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	衛星電話設備（常設）（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	衛星電話設備（可搬型）（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	無線連絡設備（常設）（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	無線連絡設備（可搬型）（6.7号機共用）	DB/SA	46.76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	テレビ会議システム (テレビ会議システム (社内 向)) (6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所 の設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条4】	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地 方公共団体他向)) (6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所 の設置	—	同上	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機) (6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所 の設置	—	同上	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設 備 (テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条6	E	緊急時対策所 の設置、通信 連絡	—	同上	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	安全パラメータ表示システム (SPDS)	DB/SA	46,76	46条4 76条26	E	緊急時対策所 の設置、必要 な情報の把握	—	緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置を構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) (「7号機設備」) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。) を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム (SPDS) は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46条4】【76条26】	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	安全パラメータ表示システム (SPDS) (6,7号機共 用)	DB/SA	46,76	46条4 76条26	E	緊急時対策所 の設置、必要 な情報の把握	—	同上	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インター フォン) (6,7号機共用)	SA	76	76条27	E	通信連絡	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【76条27】	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	電力保安通信回線 (有線系) (6,7号機共 用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所 の設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条4】	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	通信事業者回線 (有線系、衛星系回線) (6,7号機 共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所 の設置	—	同上	—	計測制御系 統施設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	データ伝送設備 (6,7号機共 用)	DB/SA	46,76	46条4 46条5 76条26 76条28	E	緊急時対策所 の設置、通信 連絡	—	緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置を構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) (「7号機設備」) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。) を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム (SPDS) は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46条4】【76条26】 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46条5】 緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置を構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。【76条28】	—	計測制御系 統施設の兼 用

2. 比較表（技術基準要求機器リスト）

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
施設共通（竜巻）	防護壁（防護ネット）	防護ネット	材料 縦径 網目寸法 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料 縦径 網目寸法 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	竜巻防護ネット（建屋開口部 竜巻防護ネット）	材料 縦径 網目寸法 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	差異なし。
施設共通（竜巻）	竜巻防護鋼板	防護鋼板	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	竜巻防護鋼板（換気空調系ダクト防護壁） 竜巻防護鋼板（原子炉補機冷却海水系配管防護壁） 竜巻防護鋼板（非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板） 竜巻防護鋼板（非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板）	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	差異なし。
施設共通（竜巻）	竜巻防護建屋		材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書				玄海は重大事故等対処設備を竜巻防護設計を施した新設建屋内に配置し防護するが、柏崎刈羽7号機は他の重大事故等対処設備に影響を及ぼさない場所に保管（位置的分散）するため対象建屋なし。
施設共通（竜巻）	竜巻防護扉	扉	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	竜巻防護扉	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	差異なし。
施設共通（竜巻）					竜巻防護フード（建屋開口部 竜巻防護鋼製フード） 竜巻防護フード（建屋開口部 竜巻防護コンクリート製フード）	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	設備構成の差異であり、東海第二は防護鋼板で建屋開口部を防護するのに対し、柏崎刈羽7号機は防護フードにより防護するため記載。
施設共通（火山）					非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板	— 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、非常用ディーゼル発電設備燃料系を屋外に設置しているため、防護板により防護するため記載。
施設共通（外部火災）					非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	— 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、非常用ディーゼル発電設備燃料系を屋外に設置しているため、防護板により防護するため記載。
施設共通（アクセスルート）	ホイールローダ	ホイールローダ	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	ホイールローダ（6,7号機共用）	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
施設共通（地震）		原子炉建屋地下排水設備	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲 設定根拠に関する説明書（別添）	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲 設定根拠に関する説明書（別添）	7号機地下排水設備 6号機地下排水設備（6,7号機共用）	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料ピット監視カメラ	使用済燃料プール監視カメラ	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料ピット監視カメラ 冷却設備	使用済燃料プール監視カメラ 用空冷装置	個数 ^(注) コンプレッサ容量 ^(注) エアコン冷却能力 ^(注) 設定根拠に関する説明書（別添）	個数 容量 設定根拠に関する説明書（別添）	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置	個数 容量 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	シルトフェンス	汚濁防止膜	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	汚濁防止膜（6,7号機共用）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射性物質吸着材		重量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)		放射性物質吸着材(6,7号機共用)	重量 設定根拠に関する説明書(別添)	東二では自主対策設備としている。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	小型船舶(放射線管理施設, 原子炉格納施設と兼用)		個数 設定根拠に関する説明書(別添)		小型船舶(汚濁防止機設置用)(6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	東海第二では汚濁防止機(可搬型)の設置に小型船舶を使用しない。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		静的サイフォンブレイカ		— 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	サイフォンブレイク孔	— 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設					可搬型計測器 可搬型計測器(6,7号機共用)(予備)	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度, 水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	主登録である計測制御系統施設に記載。
原子炉冷却系統施設	主蒸気安全弁及び逃がし弁		漏えい量 設定根拠に関する説明書				柏崎刈羽7号機は当該設備に対し, 同様の管理値はないため対象外。
原子炉冷却系統施設	タービンバイパス弁(GTCV-500A, B, C, D, E, F, G, H, J, K, L, M)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)				申請対象外。
原子炉冷却系統施設		フィルタ装置		pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	フィルタ装置(pH)	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		遠隔人力操作機構		個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		耐圧強化ベント系		系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	耐圧強化ベント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		格納容器逃がし装置		系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		サブプレッション・チェンバ		容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設					水酸化ナトリウム水溶液(6,7号機共用)	容量 pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり, よう素除去機能に必要な仕様であるため記載。(主登録である原子炉格納施設に記載。)

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
原子炉冷却系統施設					遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、隔離弁の操作に必要な仕様であるため記載。(主登録である原子炉格納施設に記載。)
原子炉冷却系統施設					燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽7号機では、燃料取替床ブローアウトパネルを技術基準規則61条の設備として原子炉冷却系統施設に位置付けており、原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度を低下させる機能に必要な仕様であるため記載。(主登録である原子炉格納施設に記載。)
計測制御系統施設		<ul style="list-style-type: none"> フィルタ装置入口水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置圧力 フィルタ装置スクラビング水温度 残留熱除去系海水系系統流量 緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器) 緊急用海水系流量(残留熱除去系補機) 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 高圧伊心スプレイ系ポンプ吐出圧力 低圧伊心スプレイ系ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 	計測範囲 個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	フィルタ装置水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置スクラビング水温度 フィルタ装置金属フィルタ差圧 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 復水移送ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度	計測範囲 個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。(柏崎刈羽7号機として必要なパラメータを抽出している。)	
計測制御系統施設	静的触媒式水素再結合装置 作動温度計測装置(原子炉格納施設に記載。記載内容比較のため転記。)	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	検出器の種類 計測範囲 個数 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	検出器種類 計測範囲 個数 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	検出器の種類 計測範囲 個数 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	差異なし。
計測制御系統施設	可搬型計測器	可搬型計測器	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	可搬型計測器 可搬型計測器(6,7号機共用)(予備)	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。
計測制御系統施設	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置		吐出圧力 容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器内ガスサンプリングポンプを期待しているため対象設備なし。
計測制御系統施設		格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置		圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 窒素ポンプ個数 空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)	格納容器内ガスサンプリングポンプ	個数 吐出圧力 容量 設定根拠に関する説明書(別添)	東海第二とは設備構成による差異であり、東海第二の格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(圧縮機、冷却器、ガスポンプ、空調機)の機能は、柏崎刈羽7号機では格納容器内ガスサンプリングポンプと格納容器内ガス冷却器により果たしている。
計測制御系統施設		格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器	伝熱面積 設定根拠に関する説明書(別添)		格納容器内ガス冷却器	個数 伝熱面積 設定根拠に関する説明書(別添)	東海第二とは設備構成による差異であり、冷却器は東海第二の格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置に含まれている。
計測制御系統施設		非常用窒素供給系高圧窒素ガスポンプ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機ではガスポンプ用の空調機は設置しないため対象設備なし。
計測制御系統施設		非常用途がし安全弁駆動系高圧窒素ポンプ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機ではガスポンプ用の空調機は設置しないため対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
計測制御系統施設	格納容器水素濃度計測装置接続用1.5m、3mフレキシブルホース		最高使用圧力 設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器内水素濃度の監視を常設のサンプリング装置により行うため対象設備なし。
計測制御系統施設	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置接続用2mフレキシブルホース		最高使用圧力 設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器内水素濃度の監視を常設のサンプリング装置により行うため対象設備なし。
計測制御系統施設	酸素濃度計(中央制御室用)		個数 中央制御室の機能に関する説明書				柏崎刈羽7号機では「酸素・二酸化炭素濃度計(6.7号機共用)」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置(要目表)に記載しているため対象外。
計測制御系統施設	二酸化炭素濃度計(中央制御室用)		個数 中央制御室の機能に関する説明書				柏崎刈羽7号機では「酸素・二酸化炭素濃度計(6.7号機共用)」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置(要目表)に記載しているため対象外。
計測制御系統施設	中央制御室用可搬型照明		個数 中央制御室の機能に関する説明書				柏崎刈羽7号機では「可搬型蓄電池内蔵型照明」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置(要目表)に記載しているため対象外。
計測制御系統施設	(1)原子炉非常停止信号 ・出力領域中性子束高(高設定,低設定) ・過大温度ΔT高 ・過出力ΔT高 ・原子炉出力高 ・原子炉出力低 ・1次冷却材流量低 ・1次冷却材ポンプ電源電圧低 ・蒸気発生器水位低 タービントリップ (2)非常用炉心冷却設備作動信号 ・原子炉圧力低 ・主蒸気ライン圧力低 ・原子炉格納容器圧力高 (3)主蒸気ライン・離相信号 ・主蒸気ライン圧力低 (4)原子炉格納容器スプレイ作動信号 ・原子炉格納容器圧力異常高		応答時間 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書				柏崎刈羽7号機では、既設の安全係数について変更がないため対象外。
計測制御系統施設	制御種駆動装置冷却ユニット(原子炉冷却系統施設と兼用)		容量 ^(E) 設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機には対象設備なし。
計測制御系統施設					自動減圧系の起動阻止スイッチ	個数 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	申請方針の差異であり、設置許可本文で個数について記載をしているため記載。
放射性廃棄物の廃棄施設		格納容器床ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
放射線管理施設	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測設備	個数 環境測定装置の構造図(可搬型気象観測設備)	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面(可搬型気象観測設備)	可搬型気象観測装置(6.7号機共用)	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面(可搬型気象観測設備設置場所)	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
放射線管理施設	小型船舶（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載。比較のため転記。）	小型船舶	個数 設定根拠に関する説明書（別添）	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	小型船舶（海上モニタリング用）（6,7号機共用）	個数 設定根拠に関する説明書（別添）	設備構成は差異なし。 個数については個別の説明書に記載していないため。玄海同様「設定根拠に関する説明書（別添）」において個数を記載している。 （玄海は核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載しているが、柏崎刈羽7号機は放射線管理施設として整理。）
放射線管理施設	可搬式ダストサンプラ	可搬式ダスト・よう素サンプラ	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	可搬式ダスト・よう素サンプラ（6,7号機共用）	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	差異なし。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率可搬型記録計（3,4号機共用）		個数 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）用変換器（3,4号機共用、4号機に保管）		個数 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）用可搬型RMS計測装置（3,4号機共用、4号機に保管）		個数 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）用可搬型RMS計測装置（3,4号機共用、4号機に保管）		個数 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設		中央制御室待避室差圧計		個数 計測範囲 中央制御室の居住性に関する説明書			柏崎刈羽7号機では「中央制御室用差圧計（6,7号機共用）」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置（要目表）に記載している。
放射線管理施設		緊急対策所用差圧計（東海、東海第二発電所共用）		個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書			柏崎刈羽7号機では、緊急時対策所の「5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（6,7号機共用）」として整理している。
放射線管理施設		第二弁操作室差圧計		個数 計測範囲 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では該当の部屋が存在していない。
放射線管理施設		第二弁操作室遮蔽		材料 厚さ 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機では、原子炉格納施設の「遠隔手動弁操作設備遮蔽」として記載。
放射線管理施設					5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンプ）（6,7号機共用）	個数 非常用照明に関する説明書	非常用照明の一つであり、汚染の持ち込みを防止するための設備として必要な仕様であるため記載。
放射線管理施設					中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンプ）（6,7号機共用）	個数 非常用照明に関する説明書	非常用照明の一つであり、汚染の持ち込みを防止するための設備として必要な仕様であるため記載。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
原子伊格納施設	静的触媒式水素再結合装置 自動温度計測装置		検出器の種類 計測範囲 原子伊格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書				柏崎刈羽7号機は計測制御系統施設に記載。
原子伊格納施設	イグナイタ作動温度計測装置		検出器の種類 計測範囲 原子伊格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書				柏崎刈羽7号機は水素濃度制御設備としては静的触媒式水素再結合器のみを期待しているため対象設備なし。
原子伊格納施設		泡混合器		個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡原液混合装置(6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。
原子伊格納施設	泡消火薬剤(移動式大容量ポンプ車)	泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)	容量(泡消火剤) 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡消火薬剤	容量 設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。 東二は泡消火薬剤容器を申請対象としており、その個数を「明確にする必要がある仕様」と整理している。
原子伊格納施設	格納容器再循環ユニット(原子炉冷却系統施設と兼用)		漏えい量 設定根拠に関する説明書				柏崎刈羽7号機では、漏えい位置を特定できない原子炉格納容器内への漏えいに対して有効性評価上期待していないため対象設備なし。
原子伊格納施設		サブプレッション・チェンバ		容量 個数 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	容量 個数 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子伊格納施設		コリウムシールド		高さ 厚さ 材料 個数 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子伊格納施設		格納容器床ドレンサンブ導入管		高さ 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
原子伊格納施設		格納容器機器ドレンサンブ導入管		高さ 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
原子伊格納施設		格納容器床ドレンサンブスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、東海第二において設置している格納容器床ドレンサンブ導入管の下流側の設備であること及び同導入管が柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要であることから、柏崎刈羽7号機では格納容器床ドレンサンブスリットを設置する必要なし。
原子伊格納施設		格納容器機器ドレンサンブスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、東海第二において設置している格納容器機器ドレンサンブスリットを設置する必要無し。
原子伊格納施設		原子炉建屋外側ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取扱床ブローアウトパネル	— —	差異なし。(明確にする仕様の要求があるのは非用弁である原子炉冷却系統施設、浸水防護施設であり、原子伊格納施設としては明確にするべき仕様の要求はない。)

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
原子伊格納施設		ブローアウトパネル閉止装置		個数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置	個数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
原子伊格納施設		格納容器圧力逃がし装置		系統設計流量 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	格納容器圧力逃がし装置（系統設計流量）	系統設計流量 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子伊格納施設		フィルタ装置		pH 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	フィルタ装置 (pH)	pH 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子伊格納施設		移送ポンプ		容量 揚程 個数 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機は「ドレン移送ポンプ」として要目表に記載。
原子伊格納施設		遠隔人力操作機構		個数 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子伊格納施設	シルトフェンス（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載。記載内容比較のため転記。）	汚濁防止膜（可搬型）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	汚濁防止膜（6,7号機共用）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
原子伊格納施設					小型船舶（汚濁防止膜設置用）（6,7号機共用）	個数 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、海洋への放射性物質の拡散抑制に必要な機器であるため記載。
原子伊格納施設					放射性物質吸着材（6,7号機共用）	重量 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、海洋への放射性物質の拡散抑制に必要な機器であるため記載。
原子伊格納施設		第二弁操作室遮蔽（放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記。）		材料 厚さ 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料 厚さ 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。（東海第二は、放射線管理施設の「第二弁操作室遮蔽」として記載しているが、柏崎刈羽7号機は原子伊格納施設に記載。）
原子伊格納施設					遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系使用時、空気駆動弁の駆動源が喪失した場合に必要な機器であるため記載。
原子伊格納施設					水酸化ナトリウム水溶液（6,7号機共用）	容量 pH 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、よう素除去機能に必要な仕様であるため記載。
原子伊格納施設					主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、運転員の被ばくを低減するため及び溢水による損傷防止のために必要な機器であるため記載。
原子伊格納施設					耐圧強化ベント系（系統設計流量）	系統設計流量 原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出のために必要な機器であるため記載。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置	メタルクラッド開閉装置	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	メタルクラッド開閉装置 (7C, 7D)	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
					メタルクラッド開閉装置 (7C, 7D)	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
						非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
					メタルクラッド開閉装置 (7E)	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
		メタルクラッド開閉装置 (7E)	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。			
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書				
非常用電源設備		メタルクラッド開閉装置HPCS	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。
非常用電源設備	パワーセンタ	パワーセンタ	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	パワーセンタ	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
					パワーセンタ	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
						非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備	コントロールセンタ	モータコントロールセンタ	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	モータコントロールセンタ	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
					モータコントロールセンタ	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
						非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備		モータコントロールセンタHPCS	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。
非常用電源設備	動力変圧器	動力変圧器	電圧 容量 台数	電圧 容量 個数	動力変圧器	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由					
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽							
非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用断路器 ・緊急用メタルクラッド閉鎖装置 ・緊急用パワーセンタ ・緊急用モータコントロールセンタ ・緊急用直流125V主母線盤 ・緊急用直流125Vモータコントロールセンタ ・緊急用直流125V計装分電盤 ・緊急用無停電計装分電盤 ・可搬型代替低圧電源車接続盤 ・可搬型代替直流電源設備用電源切替盤 ・緊急時対策用メタルクラッド閉鎖装置（東海、東海第二発電所共用） ・緊急時対策用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用） ・緊急時対策用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用） ・緊急時対策用100V分電盤（東海、東海第二発電所共用） ・緊急時対策用直流125V主母線盤（東海、東海第二発電所共用） ・緊急時対策用直流125Vモータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用） ・緊急時対策用直流125V分電盤（東海、東海第二発電所共用） ・直流125V主母線盤 ・直流125Vモータコントロールセンタ ・非常用無停電計装分電盤 ・直流±24V中性子モニタ用分電盤 ・直流125V主母線盤HPCS ・緊急用直流125V充電器 ・緊急用電源切替盤 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用動力変圧器 ・可搬型整流器用変圧器 ・緊急用計装交流主母線盤 ・緊急時対策用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用） 	電圧 電流 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	電圧 電流 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	緊急用断路器（6,7号機共用） AM用MCC（7B-1A,7B-1B,7B-1C） AM用MCC（7B-1D） 緊急用電源切替箱接続装置 緊急用電源切替箱断路器 AM用切替盤 直流125V充電器（7A） 直流125V充電器（7A-2） 直流125V充電器（7B） 直流125V充電器（7C,7D） 直流125V主母線盤（7A） 直流125V主母線盤（7B） 直流125V主母線盤（7C,7D） 直流125V HPAC MCC 125V同時投入防止用切替盤 AM用切替装置（SRV） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤1（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤2（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤3（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用受電盤（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用6/7号機電源切替盤（6,7号機共用）	容量 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機として必要な電源盤を提出している。仕様については、給電機能に対して、容量（電流又は電力）及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。					
								<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処用変圧器受電盤 ・重大事故等対処用変圧器盤 ・常設電動注入ポンプ電源切替盤 ・緊急時対策用直流125V計装用電源切替盤 ・代替電源接続盤1（3,4号機共用） ・代替電源接続盤2（3,4号機共用） ・発電機受電盤（3,4号機共用） ・通信・照明分電盤（100V）（3,4号機共用） ・PC・コンセント分電盤（100V）（3,4号機共用） ・動力分電盤（200V）（3,4号機共用） 	電圧 容量 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	AM用動力変圧器 5号機原子炉建屋内緊急時対策用主母線盤（6,7号機共用）	容量 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機として必要な電源盤を提出している。仕様については、給電機能に対して、容量（電流又は電力）及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
非常用電源設備				5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池（6,7号機共用） 送受話器（バージング）用48V蓄電池（6,7号機共用）	容量 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、外部電源が期待できない場合に通信連絡設備の動作に必要な電源を給電するために必要な設備であるため記載。						
非常用電源設備				可搬ケーブル（6,7号機共用）	容量 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、5号機原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備からの給電に必要な設備であるため記載。						
非常用電源設備	タンクローリ（3,4号機共用）		容量 台数 設定根拠に関する説明書（別添）			柏崎刈羽7号機は、要目表に記載しないタンクローリはない。						
非常用電源設備	号が閉電力融通回路（3,4号機共用）		電圧 電流 個数 設定根拠に関する説明書（別添）		号が閉電力融通ケーブル（常設）（6,7号機共用）	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。						
非常用電源設備	予備ケーブル（号が閉電力融通用）（3,4号機共用）		電圧 電流 本数 設定根拠に関する説明書（別添）		号が閉電力融通ケーブル（可搬型）（6,7号機共用）	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。						
浸水防護施設	耐震型海水ピット水位計（監視含む）	取水ピット水位計	計測範囲 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	取水槽水位計 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	計測範囲 柏崎刈羽7号機では、個数は技術基準規則の要求に含まれないものと整理。						

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
浸水防護施設		潮位計		個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書			津波監視設備の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		循環水系隔離システム（検知器制御盤及び検知監視盤）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	差異なし。
浸水防護施設		循環水系隔離システム（漏えい検知器）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	循環水系隔離システム		
浸水防護施設		循環水系隔離システム（循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			
浸水防護施設		可撓継手（循環水管伸縮継手）		継手部とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	温度検知器（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（温度検出器）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	蒸気遮断弁（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（蒸気遮断弁）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	検知制御盤・検知監視盤（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（検知制御盤・監視盤）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	防護カバー	防護カバー	配管とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	配管とのすき間 設定根拠に関する説明書（別添）			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋原子炉棟止水板6-1		高さ 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋原子炉棟止水板6-2		高さ 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋外側ブローアウトパネル		設置枚数 開放弁圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放弁圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
浸水防護施設					保護カバー(蒸気防護カバー)	— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、タービン建屋に設置する計器を防護するために設置。
浸水防護施設					クービン補機冷却海水系隔離システム	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり溢水量低減のため設置。
浸水防護施設					7号機地下水排水設備	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機では、7号機地下水排水設備を技術基準規則12条の設備として浸水防護施設に位置付けており、地下水の水位上昇を抑制する機能に必要な仕様であるため記載。
浸水防護施設					主蒸気系トネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽原子力発電所7号機特有の設備であり、MSトネル室のブローアウトパネルについても設計上の考慮が必要であるため記載。
緊急時対策所	酸素濃度計	酸素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	酸素濃度計(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
緊急時対策所	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
緊急時対策所					5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)の居住性確保に必要な特有の設備であるため記載。
緊急時対策所		緊急対策所用差圧計(東海、東海第二発電所共用)(計測制御系統施設に記載。記載内容比較のため転記。)	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計(6,7号機共用)	個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	設備構成は差異なし。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載。 (東海第二は計測制御系統施設として整理しているが、柏崎刈羽7号機は緊急時対策所として記載。)

(注) 明確にする必要がある仕様のうち、基本設計方針に記載していない仕様